

# 一般廃棄物処理広域化基本計画

（  ごみ処理基本計画  ）  
（  生活排水処理基本計画  ）

【概要版】

令和2年改定

名寄市・美深町・下川町・音威子府村

（名寄地区衛生施設事務組合）



# 目 次

<b>第1編 総論</b> .....	1
第1章 一般廃棄物処理広域化基本計画の基本事項 .....	1
第1節 本計画の背景と目的 .....	1
第2節 本計画の対象区域 .....	2
第3節 対象廃棄物 .....	2
第4節 計画の期間 .....	2
第5節 計画の性格と位置付け .....	2
<b>第2編 ごみ処理基本計画</b> .....	4
第1章 ごみの排出及び処理の概況 .....	4
第1節 ごみの排出量と性状 .....	4
第2節 ごみ処理体制 .....	7
第3節 ごみ処理の施策 .....	9
第4節 ごみ処理の評価 .....	9
第5節 ごみ処理行政の動向 .....	15
第6節 ごみ処理の課題 .....	16
第2章 ごみ処理基本計画 .....	17
第1節 基本理念 .....	17
第2節 基本方針 .....	18
第3節 ごみ処理量の推計 .....	18
第4節 基本方針に基づく施策の展開 .....	22
<b>第3編 生活排水処理基本計画</b> .....	26
第1章 基本方針 .....	26
第1節 生活排水に係る理念・目標 .....	26
第2節 生活排水処理施設整備の基本方針 .....	26
<b>第3-1編 生活排水処理基本計画(名寄市)</b> .....	27
第2章 生活排水の排出状況 .....	27
第3章 生活排水の処理主体 .....	27
第4章 生活排水処理基本計画 .....	28
<b>第3-2編 生活排水処理基本計画(美深町)</b> .....	29
第2章 生活排水の排出状況 .....	29
第3章 生活排水の処理主体 .....	29
第4章 生活排水処理基本計画 .....	30
<b>第3-3編 生活排水処理基本計画(下川町)</b> .....	31

第2章 生活排水の排出状況.....	31
第3章 生活排水の処理主体.....	31
第4章 生活排水処理基本計画.....	32
<b>第3-4編 生活排水処理基本計画(音威子府村).....</b>	<b>33</b>
第2章 生活排水の排出状況.....	33
第3章 生活排水の処理主体.....	33
第4章 生活排水処理基本計画.....	34
<b>第3編 生活排水処理基本計画(続き).....</b>	<b>35</b>
第5章 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画.....	35
第1節 収集・運搬計画に関する目標.....	35
第2節 収集区域の範囲.....	35
第3節 収集運搬の方法.....	35
第6章 中間処理計画.....	35
第1節 中間処理に関する目標.....	35
第2節 中間処理の方法及び量.....	35
第7章 運転管理計画.....	36
第1節 管理・運営主体.....	36
第2節 運転計画.....	36
第3節 維持管理計画.....	36
第8章 最終処分計画.....	36
第1節 最終処分の方法.....	36
第2節 その他.....	36
<b>第3-5編 名寄地区衛生施設事務組合における し尿及び浄化槽汚泥の処理方針.....</b>	<b>38</b>
第1章 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	38
第1節 し尿及び浄化槽汚泥の発生量.....	38
第2節 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬及び処理.....	40
第2章 し尿及び浄化槽汚泥の処理方針.....	41
第1節 し尿及び浄化槽汚泥処理における課題.....	41
第2節 今後の方針.....	41
第3節 その他の計画.....	41

# 第1編 総論

## 第1章 一般廃棄物処理広域化基本計画の基本事項

### 第1節 本計画の背景と目的

#### 1 ごみ処理基本計画

名寄市、美深町、下川町、音威子府村(以下「本市町村」という。)のごみ処理においては、名寄地区衛生施設事務組合(以下「組合」という。)による炭化センターの運営及び名寄市が所有するペットボトル圧縮梱包処理施設、その他のプラスチック圧縮梱包処理施設については、広域で利用している。また、平成30年度からは最終処分場についても組合による広域での利用を開始している。さらに、下川町及び音威子府村においては生ごみの処理方法を堆肥化処理から広域炭化処理へ変更している。

今後のごみ処理については、「一般廃棄物中間処理施設整備基本方針(平成31年3月)」(以下「施設整備基本方針」という。)で示すように、組合において焼却処理施設及び破碎選別処理施設を整備し、広域処理を行う計画を進めている。

また、本市町村のごみ処理状況の変化については、令和元年度より、スプレー缶類の分別排出を開始している。

本計画は、このようなごみ処理の状況の変化と廃棄物処理行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成25年3月に策定した一般廃棄物処理広域化基本計画(以下「現広域化計画」という。)のうち、ごみ処理基本計画(以下「現ごみ処理基本計画」という。)について、本市町村のごみ処理に係る基本的事項を再整理し、新たなごみ処理目標の設定により循環型社会の推進へ寄与するべく、ごみ処理基本計画の見直しを図るものである。

#### 2 生活排水処理基本計画

本市町村の生活排水処理は、公衆衛生改善を目的として水質の保全・改善及び快適な生活環境の向上を図るため、市街地を中心とした集合処理施設(公共下水道、農業集落排水処理施設)の整備により進められてきた。しかし、これら集合処理整備区域内においても、未接続家屋においては生活雑排水の公共用水域への未処理放流が存在している。

また、集合処理区域以外の区域においては、本市町村で合併処理浄化槽の整備事業を進めているところである。しかし、依然として生活排水を未処理で放流する単独処理浄化槽が点在するなど、公共用水域の水質保全を脅かす状況にある。

このことから、本計画では長期的・総合的視点に立った計画的な生活排水処理対策を行うことを目的に、合併処理浄化槽の整備事業を中心とした『生活排水処理基本計画』の基本方針を見直し・策定するものである。

## 第2節 本計画の対象区域

本計画は、名寄市・美深町・下川町及び音威子府村の1市2町1村の全域を対象地域とする。

## 第3節 対象廃棄物

対象とする廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づく『一般廃棄物』とする。

## 第4節 計画の期間

本計画は、現広域化計画を見直すものとし、令和元年度を計画見直し年度、令和4年度を中間目標年度、令和9年度を計画目標年度とし、平成25年度～令和9年度までの15年間を計画期間と設定する。なお、中間目標年度においては、社会環境などの状況変化に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとする。

【計画期間と目標年度】

年度	平成							令和								
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9
内容	計画策定					中間目標		計画見直し			中間目標					計画目標

## 第5節 計画の性格と位置付け

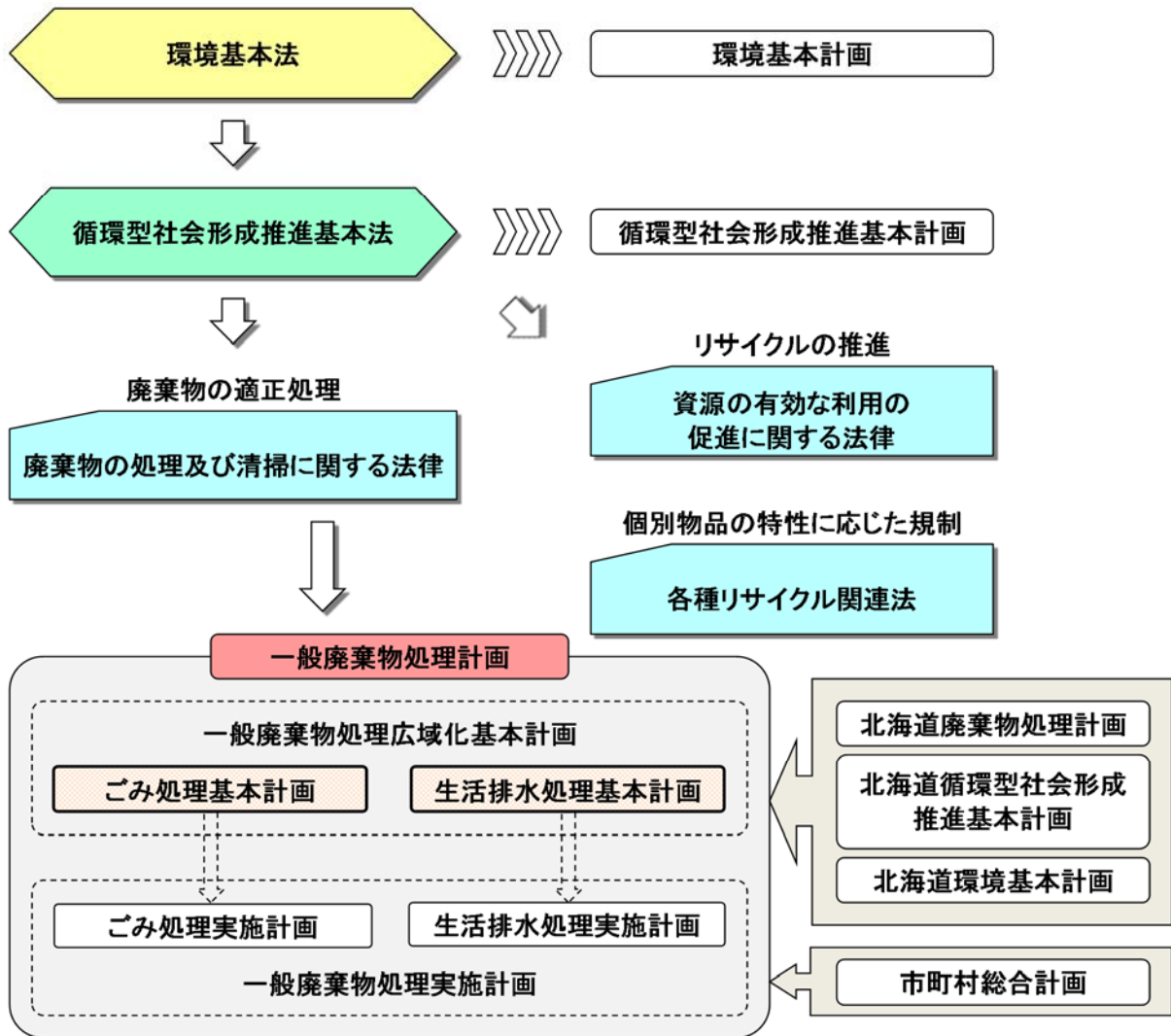
廃棄物処理法では、第6条第1項の規定により、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。』こととされている。

一般廃棄物処理計画は、『一般廃棄物処理基本計画』、『一般廃棄物処理実施計画』から構成されており、それぞれごみに関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と、生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)で構成されている。

・・・同法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定

本計画は、この「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」を併せて『一般廃棄物処理広域化基本計画』を策定するもので、本市町村における一般廃棄物処理事業の最上位計画となる。

循環型社会形成推進のための法規制



【一般廃棄物処理（ごみ処理・生活排水処理）広域化基本計画の位置づけ】

## 第2編 ごみ処理基本計画

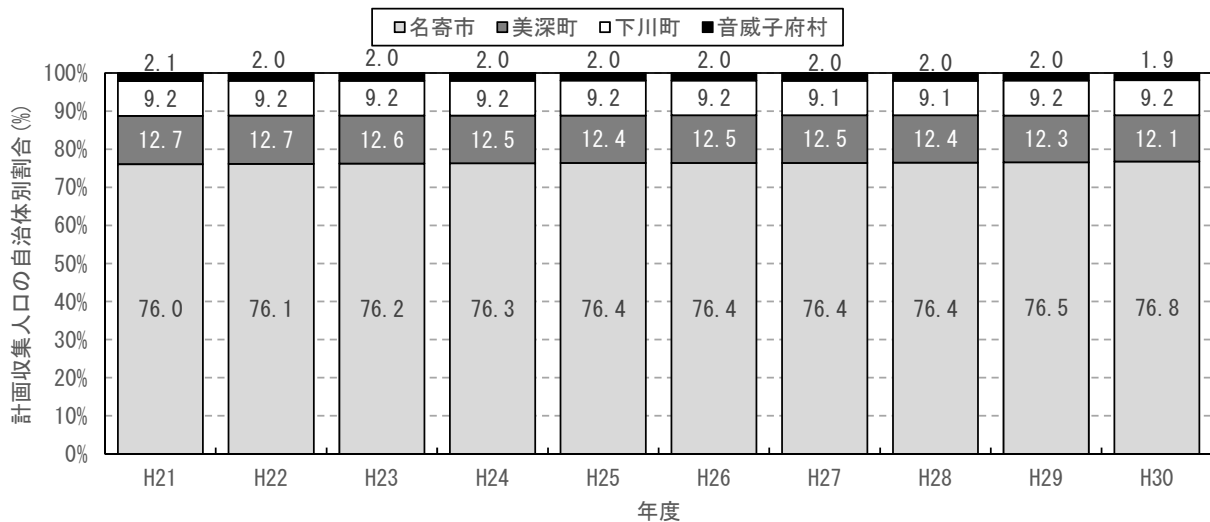
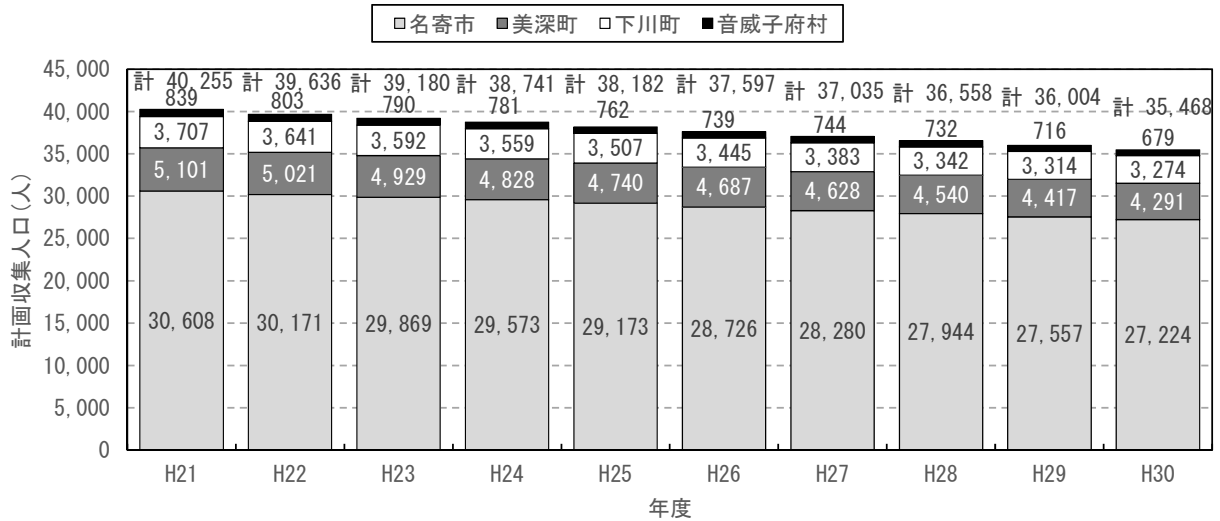
### 第1章 ごみの排出及び処理の概況

#### 第1節 ごみの排出量と性状

##### 1 ごみ処理人口

本市町村では、行政区域内の全人口を、ごみの計画収集人口としている。

計画収集人口の推移では、各自治体とも減少傾向にあり、過去10年間(平成21年度～平成30年度)で名寄市は約11%、美深町は約16%、下川町は約12%、音威子府村は約19%の減少となっている。



※四捨五入により、内訳の合計が100.0%とならない場合がある。

【計画収集人口の自治体別割合の推移】



## 2 ごみの処理区分

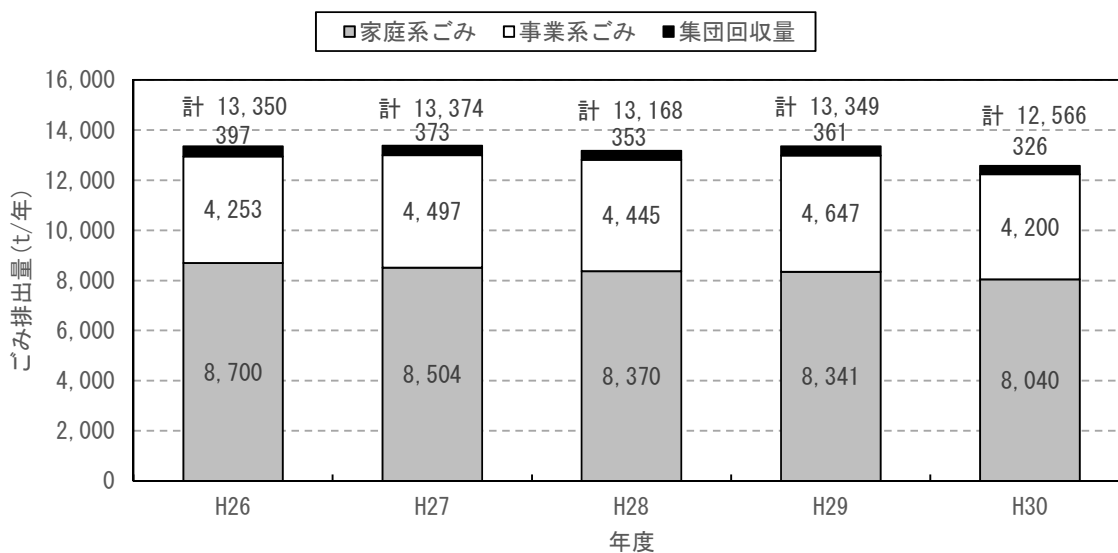
本市町村における家庭系ごみは、平成15年4月に、組合において、広域ごみ処理施設(一般廃棄物処理施設)として『炭化センター』が稼働されてから、分別区分が確立されている。

事業系ごみは、家庭系ごみの分別区分に準じて、直接搬入(排出者)のほか、一部で許可業者による収集も行われている。

## 3 ごみの区分別排出量の推移

過去5年間(平成26年度～平成30年度)におけるごみの排出量を以下に示す。

ごみ総排出量は増減しながらやや減少傾向にあり、平成30年度は平成26年度の約94%まで減少している。

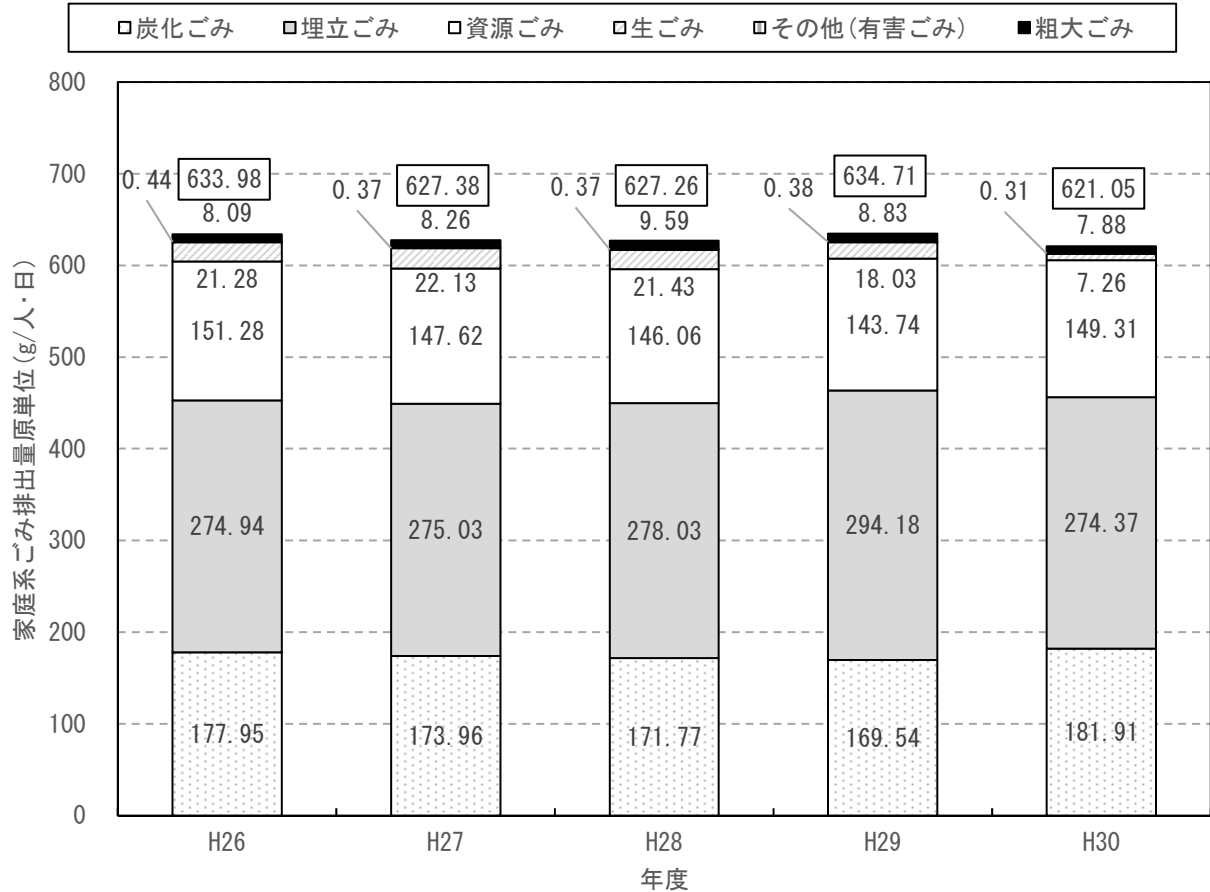


【ごみ排出量の実績(1市2町1村総量)】

#### 4 ごみの排出量原単位

ごみ排出量原単位は、ごみ排出量を計画収集人口で除した日量を示す。

以下に、家庭系ごみの区分別排出量原単位の実績を示す。



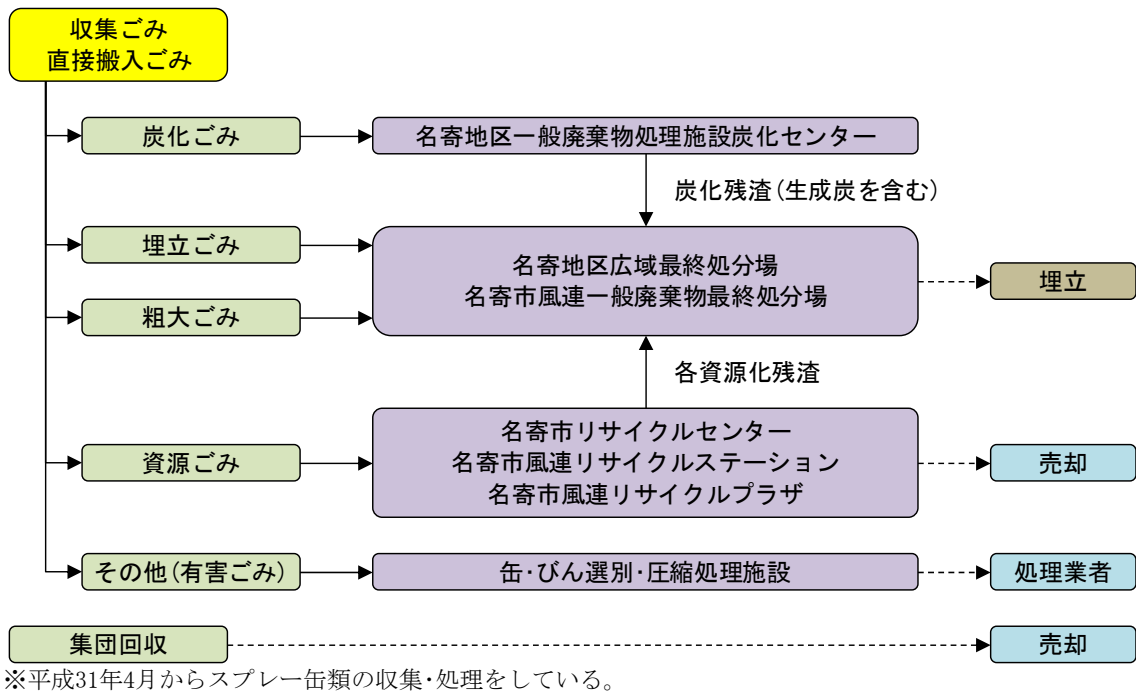
※ごみ排出量原単位(g/人・日)は「ごみ排出量(t/年)÷計画収集人口(人)÷年間日数(日/年)×10<sup>6</sup>」より算出している。なお、平成27年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

※家庭系ごみ排出量原単位(全量)は四捨五入により、内訳の合計と一致しない場合がある。

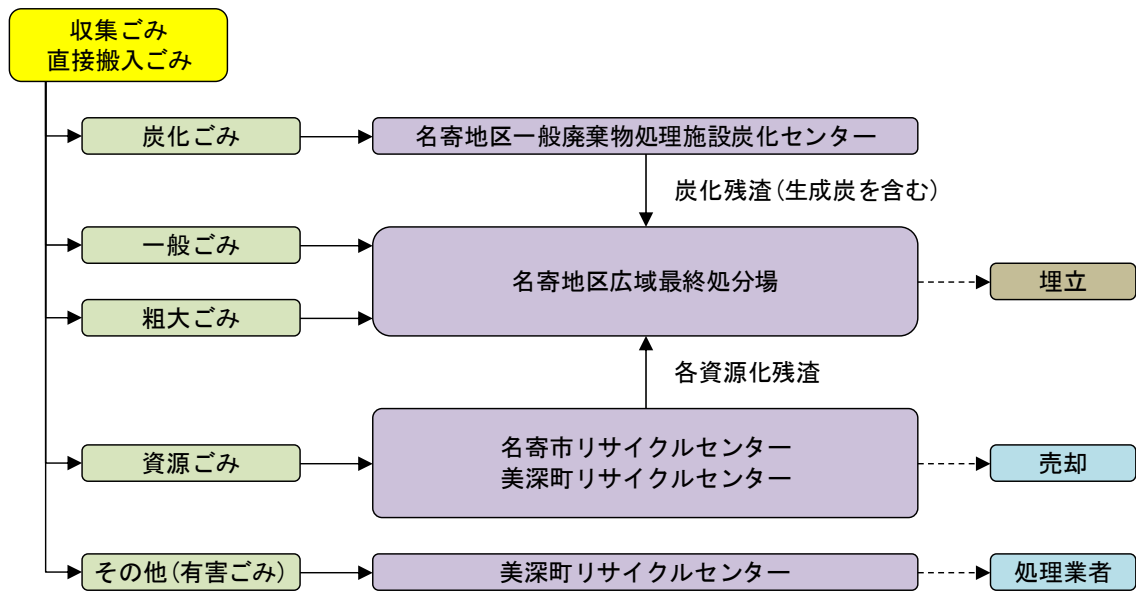
#### 【家庭系ごみ排出量原単位の推移(1市2町1村総量)】

## 第2節 ごみ処理体制

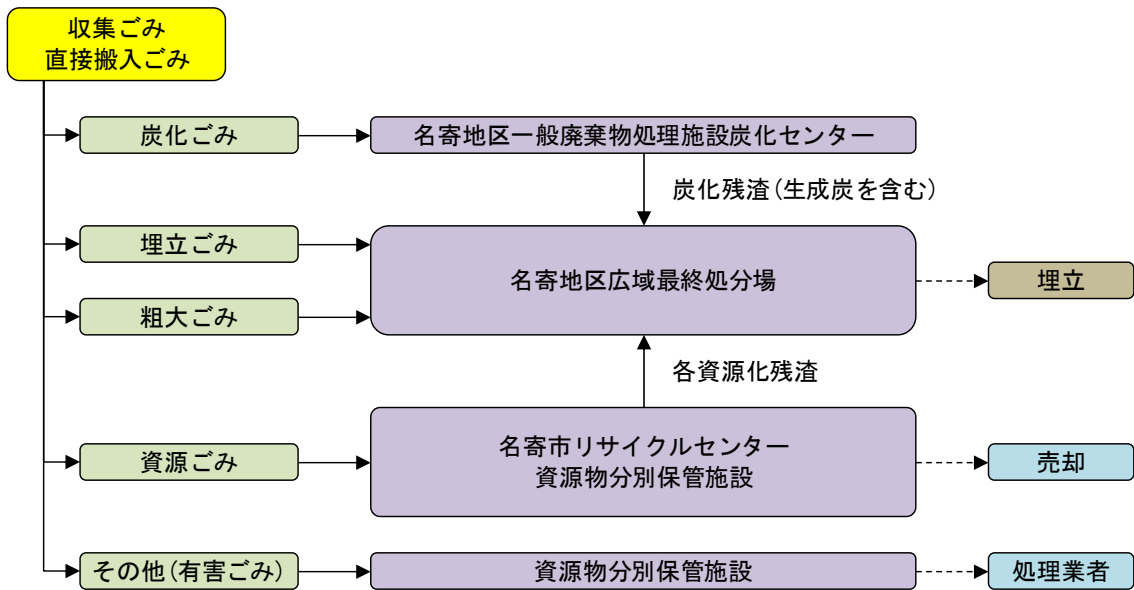
### 1 ごみ処理フロー



【ごみ処理フロー(名寄市\_令和元年度)】



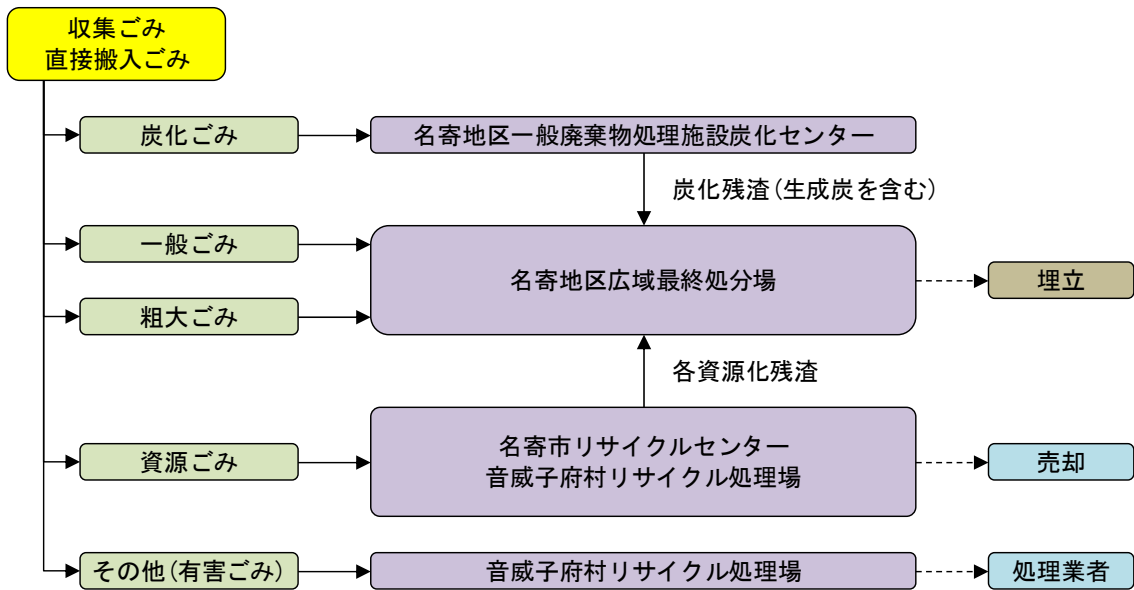
【ごみ処理フロー(美深町\_令和元年度)】



※平成30年1月から生ごみを炭化ごみとして排出・処理している。

※平成31年4月からスプレー缶類の収集・処理をしている。

【ごみ処理フロー(下川町\_令和元年度)】



※平成31年4月から生ごみを炭化ごみとして排出・処理している。

※平成31年4月からスプレー缶類の収集・処理をしている。

【ごみ処理フロー(音威子府村\_令和元年度)】

### 第3節 ごみ処理の施策

#### 1 発生抑制と再使用の推進

本市町村では、ごみの発生抑制と再使用の推進に向けた施策に取り組んでいる。

### 第4節 ごみ処理の評価

#### 1 ごみ処理の評価基準

次に本市町村におけるごみ処理の実態を、全国平均値を用いて評価する。

##### (1) 名寄市

名寄市のごみ処理評価指数の算出結果は、「温室効果ガスの1人1日当たり排出量」で全国平均を上回る評価指数となっている。

しかし、「最終処分率」及び「減量率」の2項目で全国平均を大きく下回り、減量化が進まないことで最終処分場への負担が大きい評価指数となっている。

【評価指数の算出結果(名寄市)】

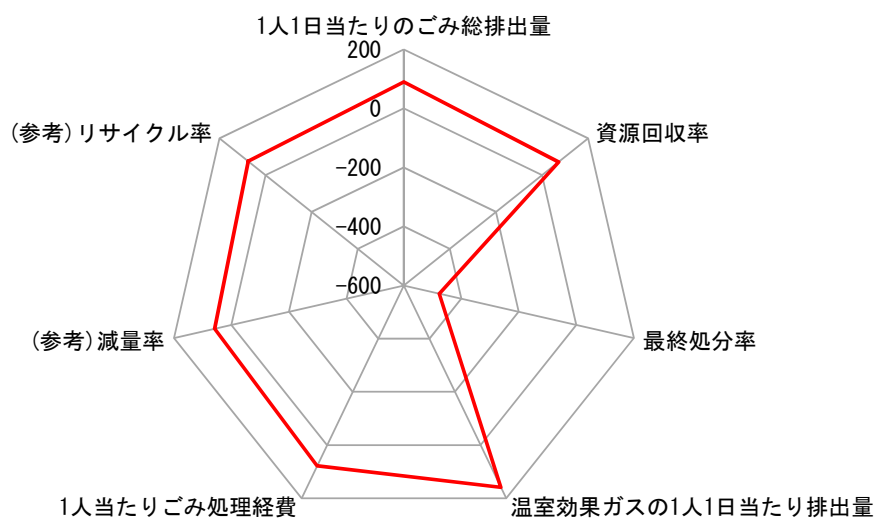
区分	単位	全国平均	名寄市	評価指数
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人・日	920	1,013.29	89.9
資源回収率	%	21.3%	15.2%	71.4
最終処分率	%	9.0%	60.9%	-476.7
温室効果ガスの1人1日当たり排出量	kg/人・日	0.431	0.178	158.7
1人当たりごみ処理経費	円/人・年	13,717	16,720	78.1
(参考)減量率	%	74.6%	43.5%	58.3
(参考)リサイクル率	%	20.2%	15.2%	75.2

※温室効果ガスの1人1日当たり排出量の名寄市値は平成30年度値、その他は平成29年度値。

※評価指数は、全国平均の指標値を100とした場合の名寄市の指標値の比率(または偏差値)である。

※最終処分率の名寄市値は衛生センター残渣及び産業廃棄物を除く。

※全国平均の指標は温室効果ガスの1人1日当たり排出量を除き、し尿、浄化槽汚泥及び産業廃棄物を除く。



【ごみ処理評価の結果(名寄市)】

## (2) 美深町

美深町のごみ処理評価指数の算出結果は、「温室効果ガスの1人1日当たり排出量」で全国平均を上回る評価指数となっている。

しかし、「最終処分率」及び「減量率」の2項目で全国平均を大きく下回り、減量化が進まないことで最終処分場への負担が大きい評価指数となっている。

【評価指数の算出結果(美深町)】

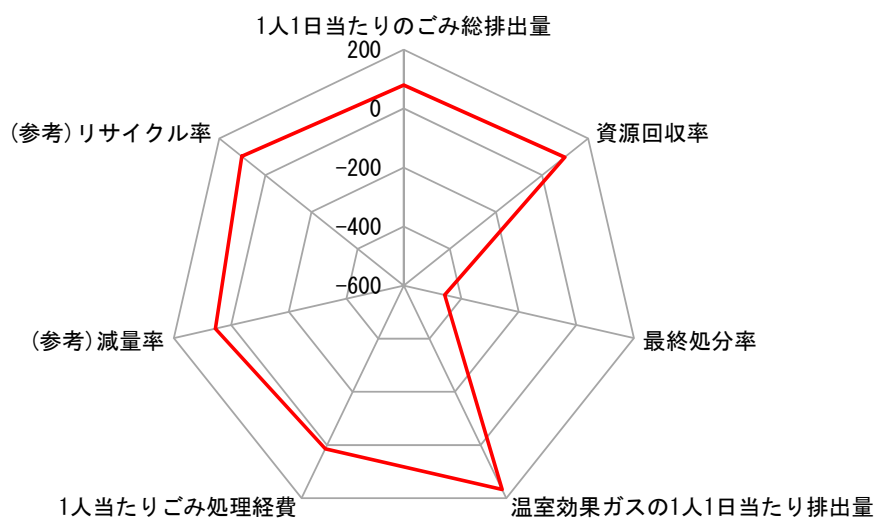
区分	単位	全国平均	美深町	評価指数
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人・日	920	1,107.18	79.7
資源回収率	%	21.3%	20.8%	97.7
最終処分率	%	9.0%	59.2%	-457.8
温室効果ガスの1人1日当たり排出量	kg/人・日	0.431	0.143	166.8
1人当たりごみ処理経費	円/人・年	13,717	25,446	14.5
(参考)減量率	%	74.6%	41.3%	55.4
(参考)リサイクル率	%	20.2%	20.8%	103.0

※温室効果ガスの1人1日当たり排出量の美深町値は平成30年度値、その他は平成29年度値。

※評価指数は、全国の指標値を100とした場合の美深町の指標値の比率(または偏差値)である。

※最終処分率の美深町値は衛生センター残渣及び産業廃棄物を除く。

※全国平均の指標は温室効果ガスの1人1日当たり排出量を除き、し尿、浄化槽汚泥及び産業廃棄物を除く。



【ごみ処理評価の結果(美深町)】

### (3) 下川町

下川町のごみ処理状況は、「資源回収率」、「温室効果ガスの1人1日当たり排出量」及び「リサイクル率」で全国平均を大きく上回る評価指数となっている。

しかし、「最終処分率」及び「減量率」の2項目で全国平均を大きく下回り、減量化が進まないことで最終処分場への負担が大きい評価指数となっている。

【評価指数の算出結果(下川町)】

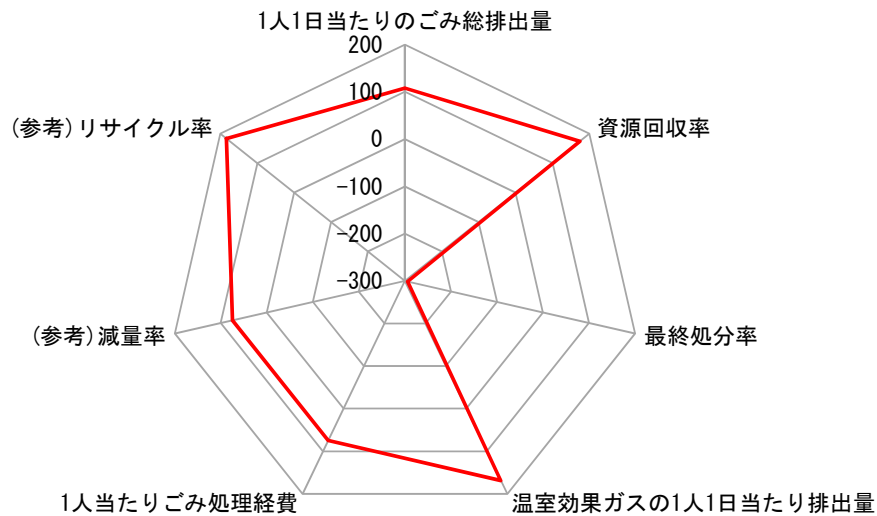
区分	単位	全国平均	下川町	評価指数
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人・日	920	848.21	107.8
資源回収率	%	21.3%	37.1%	174.2
最終処分率	%	9.0%	44.5%	-294.4
温室効果ガスの1人1日当たり排出量	kg/人・日	0.431	0.136	168.4
1人当たりごみ処理経費	円/人・年	13,717	17,174	74.8
(参考)減量率	%	74.6%	55.8%	74.8
(参考)リサイクル率	%	20.2%	37.1%	183.7

※温室効果ガスの1人1日当たり排出量の下川町値は平成30年度値、その他は平成29年度値。

※評価指数は、全国の指標値を100とした場合の下川町の指標値の比率(または偏差値)である。

※最終処分率の下川町値は衛生センター残渣を除く。

※全国の指標は温室効果ガスの1人1日当たり排出量を除き、し尿、浄化槽汚泥及び産業廃棄物を除く。



【ごみ処理評価の結果(下川町)】

#### (4) 音威子府村

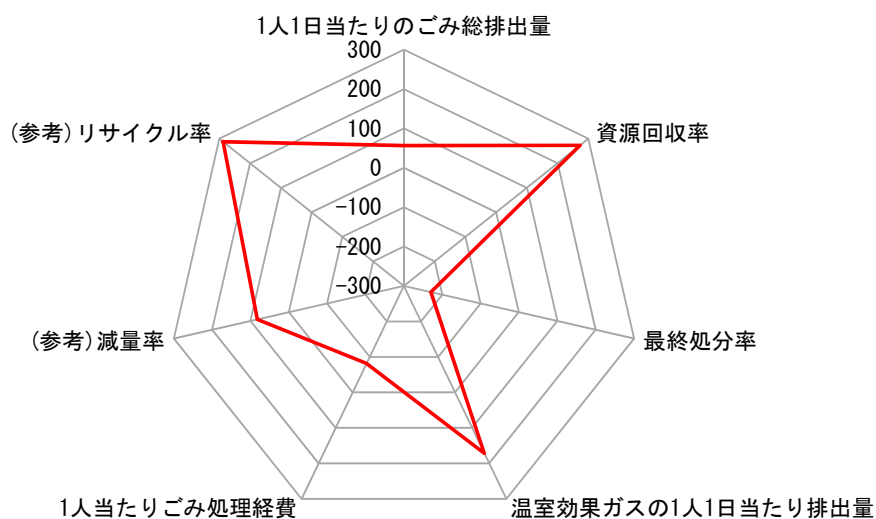
音威子府村のごみ処理状況は、「資源回収率」、「温室効果ガスの1人1日当たり排出量」及び「リサイクル率」で全国平均を大きく上回る評価指数となっている。

しかし、「最終処分率」及び「減量率」の2項目で全国平均を大きく下回り、減量化が進まないことで最終処分場への負担が大きい評価指数となっている。

【評価指数の算出結果(音威子府村)】

区分	単位	全国平均	音威子府村	評価指数
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人・日	920	1,323.95	56.1
資源回収率	%	21.3%	58.1%	272.8
最終処分率	%	9.0%	38.7%	-230.0
温室効果ガスの1人1日当たり排出量	kg/人・日	0.431	0.122	171.7
1人当たりごみ処理経費	円/人・年	13,717	38,605	-81.4
(参考)減量率	%	74.6%	61.3%	82.2
(参考)リサイクル率	%	20.2%	58.1%	287.6

※温室効果ガスの1人1日当たり排出量の音威子府村値は平成30年度値、その他は平成29年度値。  
 ※評価指数は、全国平均の指標値を100とした場合の音威子府村の指標値の比率(または偏差値)である。  
 ※最終処分率の音威子府村値は衛生センター残渣を除く。  
 ※全国平均の指標は温室効果ガスの1人1日当たり排出量を除き、し尿、浄化槽汚泥及び産業廃棄物を除く。



【ごみ処理評価の結果(音威子府村)】



## 2 現ごみ処理基本計画目標の達成状況

現状(平成30年度)における現ごみ処理基本計画の数値目標の達成状況を以下に示す。

### (1) 名寄市

名寄市の現ごみ処理基本計画の達成状況は、1事業所当たり年間排出量は達成しているが、ごみ総排出量原単位及び家庭系ごみ排出量原単位について達成できていない。特に、家庭系ごみ排出量原単位については大きな差があり、59.40g/人・日の減量が必要となっている。

【名寄市の現ごみ処理基本計画目標の達成状況】

項目	単位	最新実績 平成30年度	現ごみ処理 基本計画目標 令和9年度
ごみ総排出量原単位(集団回収量除く) 現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人・日	983.72 あと0.7%減	977
家庭系ごみ排出量原単位 (資源ごみ、有害ごみ、集団回収量を除く) 現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人・日	474.40 あと12.5%減	415
1事業所当たり年間排出量 現ごみ処理基本計画の達成状況	t/事業所・年	2.47 ○	2.52

※事業所数は平成26年経済センサス-基礎調査より、全産業(事業内容等不詳を除く)の事業所数(295事業所)としている。

### (2) 美深町

美深町の現ごみ処理基本計画の達成状況は、ごみ総排出量原単位及び1事業所当たり日排出量は達成しているが、家庭系ごみ排出量原単位について達成できておらず、22.70g/人・日の減量が必要となっている。

【美深町の現ごみ処理基本計画目標の達成状況】

項目	単位	最新実績 平成30年度	現ごみ処理 基本計画目標 令和9年度
ごみ総排出量原単位 現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人・日	781.50 ○	1,016
家庭系ごみ排出量原単位 (資源ごみ、有害ごみを除く) 現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人・日	429.70 あと5.3%減	407
1事業所当たり日排出量 現ごみ処理基本計画の達成状況	kg/事業所・日	2.4 ○	5.6

※事業所数は平成26年経済センサス-基礎調査より、全産業(事業内容等不詳を除く)の事業所数(295事業所)としている。

### (3) 下川町

下川町の現ごみ処理基本計画の達成状況は、1事業所当たり日排出量は達成しているが、ごみ総排出量原単位及び家庭系ごみ排出量原単位について達成できていない。特に、家庭系ごみ排出量原単位については、現在は生ごみを炭化処理しているため、大きく増加しており、132.12g/人・日の減量が必要となっている。

【下川町の現ごみ処理基本計画目標の達成状況】

項目	単位	最新実績 平成30年度	現ごみ処理 基本計画目標 令和9年度
ごみ総排出量原単位 現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人・日	786.60 あと0.2%減	785
家庭系ごみ排出量原単位 (資源ごみ、有害ごみを除く※) 現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人・日	430.12 あと30.7%減	298
1事業所当たり日排出量 現ごみ処理基本計画の達成状況	kg/事業所・日	2.3 ○	2.5

※現ごみ処理基本計画においては、生ごみは資源としているため、該当値から除いている。

※事業所数は平成26年経済センサス-基礎調査より、全産業(事業内容等不詳を除く)の事業所数(295事業所)としている。

### (4) 音威子府村

音威子府村の現ごみ処理基本計画の達成状況は、ごみ総排出量原単位、家庭系ごみ排出量原単位及び1事業所当たり日排出量の全てにおいて達成できていない。特に、ごみ総排出量原単位及び家庭系ごみ排出量原単位については、人口の減少による影響が大きく、192.77g/人・日の減量が必要となっている。また、令和元年度から、生ごみを炭化処理しているため、さらなる減量が必要となる。

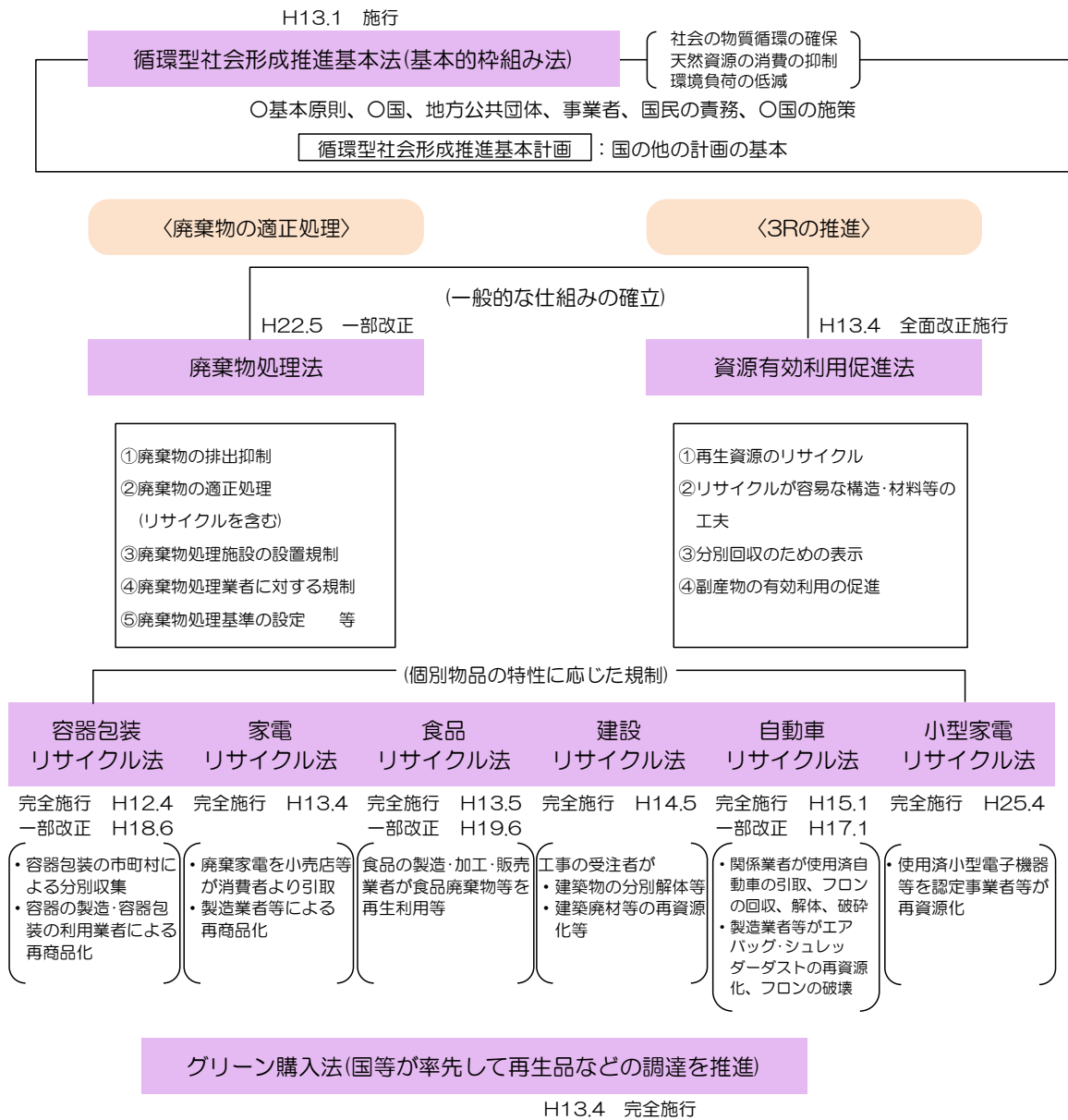
【音威子府村の現ごみ処理基本計画目標の達成状況】

項目	単位	最新実績 平成30年度	現ごみ処理 基本計画目標 令和9年度
ごみ総排出量原単位 現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人・日	1,214.52 あと36.4%減	773
家庭系ごみ排出量原単位 (資源ごみ、生ごみ、有害ごみを除く) 現ごみ処理基本計画の達成状況	g/人・日	435.77 あと44.2%減	243
1事業所当たり日排出量 現ごみ処理基本計画の達成状況	kg/事業所・日	0.8 あと12.5%減	0.7

※事業所数は平成26年経済センサス-基礎調査より、全産業(事業内容等不詳を除く)の事業所数(295事業所)としている。

## 第5節 ごみ処理行政の動向

### 1 循環型社会形成のための法体系



資料：資源循環ハンドブック2018(経済産業省)

### 【循環型社会の形成のための法体系】

## 第6節 ごみ処理の課題

### 1 ごみの発生抑制の課題

「第4節 ごみ処理の評価」より、本市町村の「1人1日当たりのごみ総排出量」を全国平均と比較すると、下川町は全国平均を下回ったが、名寄市、美深町及び音威子府村は全国平均を上回る結果となっている。なお、平成29年度の埋立ごみ(一般ごみ)及び粗大ごみにおいて、平成30年度からの広域最終処分への移行前の駆け込み搬入による一時的な増加もごみ排出量増加の要因と考えられる。

また、「リサイクル率」を同様に比較すると、美深町、下川町及び音威子府村は全国平均を上回ったが、名寄市は全国平均を下回る結果となっている。

これらの結果を踏まえ、さらなるごみ排出量の減量とリサイクル率の向上を目指し、ごみの発生抑制に取り組んでいく方針とする。

### 2 中間処理の課題

本市町村におけるごみの中間処理は、組合の名寄地区一般廃棄物処理施設炭化センターで炭化処理を行っているほか、名寄市の広域ペットボトル圧縮梱包処理施設と広域その他のプラスチック圧縮梱包処理施設及び本市町村がそれぞれ有している資源化施設で資源化処理を行っている。

今後の中間処理については、施設整備基本方針において示すように、可燃系ごみの焼却処理施設、不燃ごみの破碎選別施設、資源ごみ(ペットボトル、プラスチック製容器包装類)の資源化施設を整備し、処理するものとしている。

各新中間処理施設について、施設整備基本方針を踏まえ、各施設の整備について検討を重ねていく。

### 3 最終処分の課題

「第4節 ごみ処理の評価」より、本市町村の「最終処分率」を全国平均と比較すると、「評価指数」において各自治体とも全国平均を大きく下回る結果となっている。

令和9年度稼働予定の中間処理施設により、最終処分量の減量が見込めるが、ごみの減量や適正分別排出による住民意識の向上により、最終処分量を減量し、最終処分場の延命化に努める必要がある。

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本理念

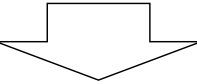
#### 1 ごみ処理の基本理念

本市町村では、現ごみ処理基本計画において、生活環境の基本的な問題であるごみの分別や資源のリサイクルなどについて、循環型社会を構築するために従来のごみを燃やして埋めるといった処理の考え方を改め、ごみの排出量を可能な限り削減するとともに、環境への負荷を最小にするという考え方に転換しており、また、国の「環境基本法」及び「循環基本法」の理念である『発生抑制(リデュース: Reduce)』、『再使用(リユース: Reuse)』、『再生利用(リサイクル: Recycle)』の3Rに、『不要なものを買わない・断る(リフューズ: Refuse)』という積極的な考え方を含めた4Rを推進し、資源を有効に活用した環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものとする。

#### 「循環型社会の構築」

住民の生活習慣や社会構造を根本から見直して、環境負荷の少ない社会を構築するため、「リデュース(Reduce: 発生抑制)・リユース(Reuse: 再利用)・リサイクル(Recycle: 再資源化)・リフューズ(Refuse: 発生回避)」の4Rを基本理念とし、住民・事業者・行政の協働によるごみの減量及び再資源化の推進を図り、子供たちが夢と希望をもって、安心して美しく住みよい都市づくりを目指す。

住民・事業者・行政



#### 「施策の方向性」

- 1 住民、事業者、行政の役割に応じた取り組み  
各活動主体が、それぞれの役割に応じて行動し、ごみの発生抑制と資源の循環に取り組む。
- 2 廃棄物の減量化  
ごみの減量化のため、住民一人ひとりが日常生活における排出抑制と減量化に取り組む。
- 3 資源リサイクルの推進  
資源ごみの有効的な回収を行うためにリサイクルセンターやストックヤードなどの施設整備の検討を行うとともに、町内会などによる集団資源回収の推進と、市町村の巡回収集の活用を促進し、使い捨てを無くそうという住民意識の醸成を図る。
- 4 一般廃棄物処理に伴う環境汚染を未然に防止するため、地域住民、事業者などの協力のもと、長期的な視野で適正な処理を図る。また、産業廃棄物については、許可権者である北海道と連携を取りながら適正な処理体制が図られるよう指導・監視を行う。

#### 【基本計画の概念図】

## 第2節 基本方針

### 1 ごみ処理の基本方針

循環型社会形成の推進に向け、住民・事業者・行政が一体となり、相互に連携を図りながら、それぞれが適切な役割を担い、ごみの減量化や資源化並びに適正な廃棄物処理に取り組み、4Rを推進すべく各種施策を行う。

## 第3節 ごみ処理量の推計

### 1 ごみ処理計画の目標

本計画の目標年度は、現ごみ処理基本計画と同様に令和9年度とする。

また、中間目標年度を令和4年度として設定し、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとする。

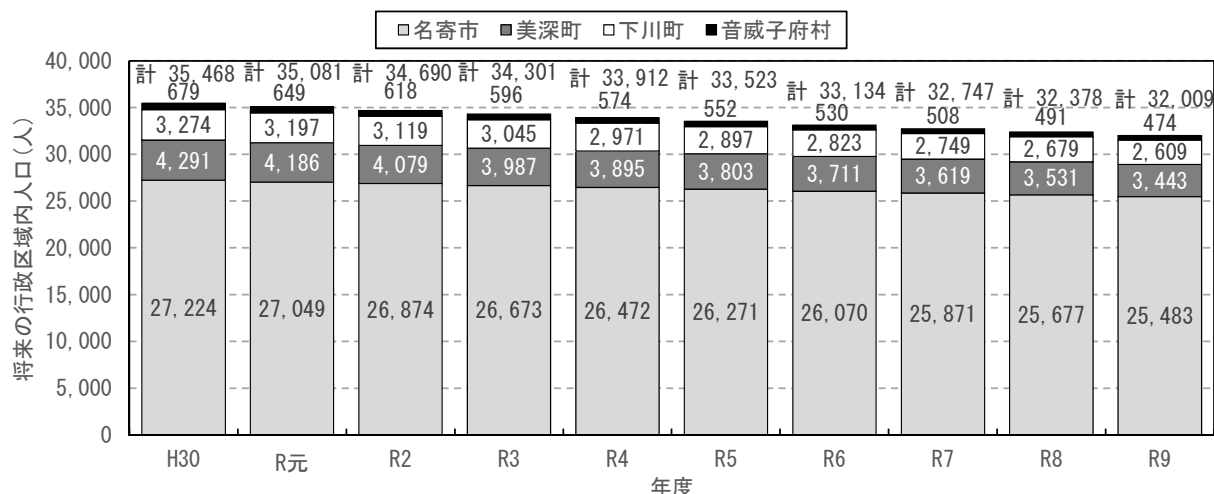
### 2 人口推計

【行政区域内人口の推計結果】

(単位：人)

区分	名寄市	美深町	下川町	音威子府村	計
平成30年度	27,224	4,291	3,274	679	35,468
令和元年度	27,049	4,186	3,197	649	35,081
令和2年度	26,874	4,079	3,119	618	34,690
令和3年度	26,673	3,987	3,045	596	34,301
令和4年度	26,472	3,895	2,971	574	33,912
令和5年度	26,271	3,803	2,897	552	33,523
令和6年度	26,070	3,711	2,823	530	33,134
令和7年度	25,871	3,619	2,749	508	32,747
令和8年度	25,677	3,531	2,679	491	32,378
令和9年度	25,483	3,443	2,609	474	32,009

※名寄市は「名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(平成27年10月)」、美深町、下川町、音威子府村は国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計(平成30年度)の推計値を基に、平成30年度における年度末人口実績を用いて補正をかけて算定している。



【行政区域内人口の推計結果】

### 3 ごみ排出量の推計

新中間処理施設稼働予定の令和9年度から、炭化ごみ及び埋立ごみ(一般ごみ)を可燃ごみ及び不燃ごみに分別区分変更するものとし、自治体ごとにごみ排出量の減量目標を設定してごみ排出量の推計を行う。

#### 3.1 名寄市におけるごみ排出量の推計

【減量目標の設定(名寄市)】

区分		設定方法
ごみ総排出量	ごみ総排出量原単位 (集団回収除く)	令和9年度目標値 977.00g/人・日
家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量 (資源回収されるもの)	令和9年度目標値 1,262t/年
事業系ごみ排出量	1事業所当たり 年間事業系ごみ排出量	令和9年度目標値 2.52t/事業所・年
集団回収量	集団回収量原単位	令和9年度目標値 28.54g/人・日

#### 3.2 美深町におけるごみ排出量の推計

【減量目標の設定(美深町)】

美深町減量目標	単位	目標値 (令和9年度)	基準 (令和元年度)	基準に対する 年間減量率
ごみ総排出量原単位	g/人・日	940.15	947.73	0.1%
家庭系ごみ排出量原単位 (資源ごみ、有害ごみ除く)		434.87	481.05	1.2%

#### 3.3 下川町におけるごみ排出量の推計

【減量目標の設定(下川町)】

下川町減量目標	単位	目標値 (令和9年度)	基準 (令和元年度)	基準に対する 年間減量率
ごみ総排出量原単位	g/人・日	825.77	846.08	0.3%
家庭系ごみ排出量原単位 (資源ごみ、生ごみ、有害ごみ除く)		482.11	493.97	0.3%

#### 3.4 音威子府村におけるごみ排出量の推計

【減量目標の設定(音威子府村)】

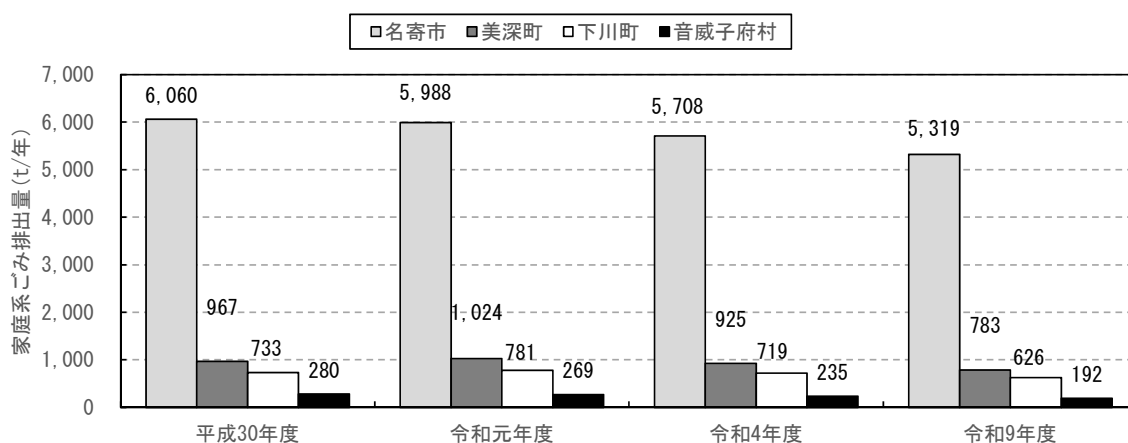
音威子府村減量目標	単位	目標値 (令和9年度)	基準 (令和元年度)	基準に対する 年間減量率
ごみ総排出量原単位	g/人・日	1,205.44	1,235.08	0.3%

### 3.5 家庭系ごみ排出量の推計結果

【家庭系ごみ排出量の推計結果】

(単位：t/年)

区分	平成30年度 (最新実績)	令和元年度 (計画策定)	令和4年度 (中間目標)	令和9年度 (計画目標)
名寄市	6,060	5,988	5,708	5,319
美深町	967	1,024	925	783
下川町	733	781	719	626
音威子府村	280	269	235	192



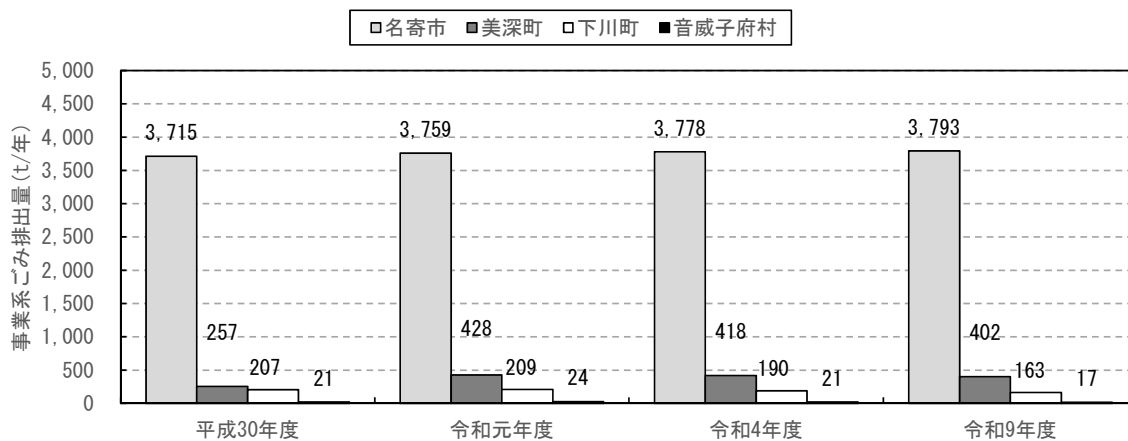
【家庭系ごみ排出量の推計結果】

### 3.6 事業系ごみ排出量の推計結果

【事業系ごみ排出量の推計結果】

(単位：t/年)

区分	平成30年度 (最新実績)	令和元年度 (計画策定)	令和4年度 (中間目標)	令和9年度 (計画目標)
名寄市	3,715	3,759	3,778	3,793
美深町	257	428	418	402
下川町	207	209	190	163
音威子府村	21	24	21	17



【事業系ごみ排出量の推計結果】

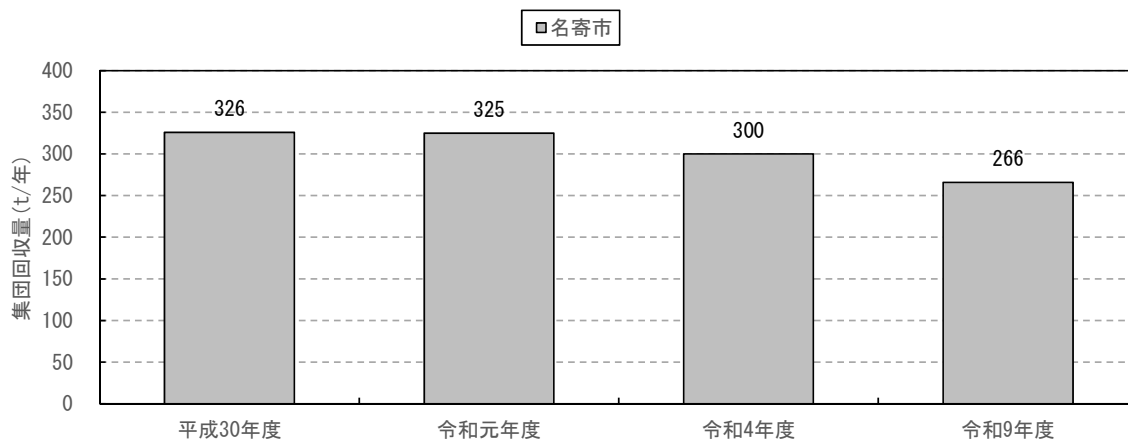


### 3.7 集団回収量の推計結果

【集団回収量の推計結果】

(単位：t/年)

区分	平成30年度 (最新実績)	令和元年度 (計画策定)	令和4年度 (中間目標)	令和9年度 (計画目標)
名寄市	326	325	300	266



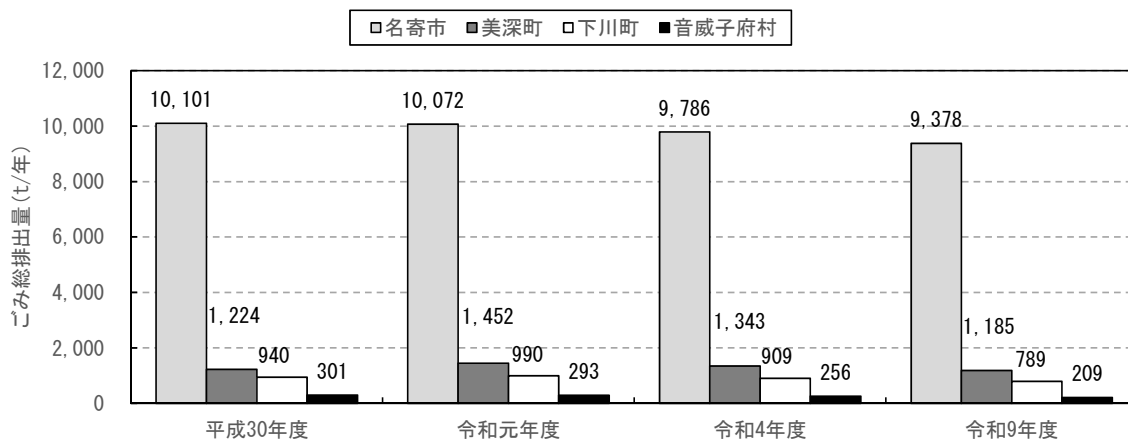
【集団回収量の推計結果】

### 3.8 ごみ総排出量の推計結果

【ごみ総排出量の推計結果】

(単位：t/年)

区分	平成30年度 (最新実績)	令和元年度 (計画策定)	令和4年度 (中間目標)	令和9年度 (計画目標)
名寄市	10,101	10,072	9,786	9,378
美深町	1,224	1,452	1,343	1,185
下川町	940	990	909	789
音威子府村	301	293	256	209



【ごみ総排出量の推計結果】

## 第4節 基本方針に基づく施策の展開

### 1 ごみの発生抑制・減量化計画

循環型社会形成において、最も優先的に行うべき行動であるごみの発生抑制は、住民、事業者及び行政が相互に連携を図りながら、それぞれが適切な役割を担って取り組むことが重要であることから、ごみ処理に関する各種情報の提供や適正分別排出などの指導を行い、ごみの減量化の推進を図る。

### 2 収集・運搬計画

安定的な収集・運搬を維持し、快適で安全な生活環境を保全するとともに、効率的な収集・運搬体制に向けて、ごみの搬出をするための規定の見直しや指導に努め、ごみの減量化の推進を図る。

#### (1) 基本方針

ごみの収集・運搬は、当面は現行体制を継続する方針とするが、今後、関連リサイクル法の改定や社会情勢の変化などにより、必要に応じて体制の見直しなどを検討していく。

なお、炭化ごみ、埋立ごみ(一般ごみ)として排出しているごみは、新中間処理施設稼働予定の令和9年度から分別区分変更し、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは粗大ごみとともに破砕選別処理を行う。

#### (2) 収集対象区域

ごみの収集対象区域は、現行体制を継続し、行政区域全域とする。

#### (3) 収集・運搬体制

ごみの収集・運搬体制は、現行体制を継続する。また、令和9年度からの分別区分変更後の収集・運搬については、今後、検討していく。

#### (4) 分別区分

ごみの分別区分は、令和8年度までは現行体制を継続する方針とする。

なお、新中間処理施設稼働予定の令和9年度から炭化ごみと埋立ごみ(一般ごみ)のうち炭化不適物を合わせて可燃ごみ、残りの埋立ごみ(一般ごみ)を不燃ごみとして排出する。

### 3 中間処理計画

中間処理においては、ごみとして排出される前に4Rによるごみの減量及び資源化を推進し、それでもなお排出されるごみに対しては、環境への負荷を極力低減するため、エネルギー回収や資源化可能物の回収を進める。また、日々排出されるごみを安定・適正かつ安全に処理できる体制を確保する。

#### (1) 基本方針

ごみの中間処理は、令和8年度までは現行の処理施設にて処理を行うが、現在広域処理を行っているごみについては、令和9年度稼働予定の新中間処理施設にて中間処理を行う。

#### (2) 中間処理の方法

基本的に令和8年度までは現行の処理方式を継続するものとし、広域処理、本市町村処理を行うが、広域処理については、新中間処理施設稼働予定の令和9年度から炭化ごみ、埋立ごみ(一般ごみ)として排出しているごみの分別区分を変更し、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは粗大ごみとともに破砕選別処理を行う。

また、破砕選別処理により発生する破砕可燃物は新焼却処理施設で焼却処理、破砕不燃物は名寄地区広域最終処分場で最終処分し、焼却処理により発生する残渣は名寄地区広域最終処分場で最終処分する。

#### (3) 中間処理施設の整備計画

現在炭化ごみや生ごみを広域処理している炭化センターに代わり、より経済性・効率性・エネルギー有効利用性の高い処理を行うため、焼却処理施設を令和8年度までに整備する。

また、可燃ごみ、不燃ごみへの分別区分の変更による分別の徹底のための処理施設側の対策を踏まえ、破砕選別施設を同じく令和8年度までに整備する。

資源ごみのうち、ペットボトル及びプラスチック製容器包装類は、広域処理を継続するものとして事業主体を組合に移行し、各施設が老朽化していることから、これらの資源化施設を更新整備する。

#### 4 最終処分計画

最終処分は、ごみの減量後、リサイクルが困難なごみに対する最終処理段階であり、廃棄物処理行政を円滑かつ適正に進めるにあたって重要な施設であるため、ごみ減量化・資源化推進により最終処分量を削減し、さらに適正な埋立処分を行う。また、日々排出されるごみを安定・適正かつ安全に処理できる体制を確保する。

##### (1) 基本方針

ごみの最終処分は、現行体制を継続する。また、令和9年度からの新中間処理施設の稼働後はごみの直接埋立を行わず、各中間処理後の残渣を埋立処分する。

##### (2) 最終処分の方法

基本的に現行の処理方式を継続するものとし、名寄地区広域最終処分場にて広域処分を行うが、新中間処理施設稼働予定の令和9年度から可燃ごみなどを焼却処理、不燃ごみ及び粗大ごみを破碎選別処理し、それらの残渣と本市町村の資源化施設処理残渣などを最終処分する。

##### (3) 最終処分場の整備計画

現在最終処分を行っている名寄地区広域最終処分場の埋立期間は令和15年3月までとしているが、令和9年度からの新中間処理施設稼働により、現在直接埋立している埋立ごみを可燃系ごみと不燃系ごみに分別し、さらに破碎選別処理することで減量化・減容化するため、最終処分場の延命化が期待できる。

## 5 その他の計画

### (1) 災害時に発生する廃棄物対策の基本的事項

地震等の災害時に発生するごみについては、本市町村が策定した地域防災計画に基づき、災害廃棄物の収集・処理を実施する。

なお、災害等により、組合の一般廃棄物処理施設での処理が困難となった場合には、他自治体の既存施設での受け入れ・処理の支援を要請する。支援要請先の優先順位は上川総合振興局内、北海道内、北海道外とする。

また、本市町村が策定した地域防災計画や北海道災害廃棄物処理計画(平成30年3月)などを踏まえ、災害によって生じた廃棄物などの一時保管場所及び仮置き場の配置、避難生活から発生するごみの処理など、災害によって生じた廃棄物の広域的な処理・処分計画となる「災害廃棄物処理計画」の検討を進める。

### (2) 不法投棄、不適正処理対策

不法投棄については、違法行為であることや環境の汚染につながることを広報誌やチラシにより周知・啓発をするとともに、担当職員によるパトロールの強化やクリーンアップ大作戦の実施により美化に努め、警告板などの設置を行い不法投棄の防止を図る。

また、土地の所有者・管理者へ不法投棄の防止対策について指導を行うとともに、住民などによる監視連絡体制の強化など、地域住民や関係機関との連携を強化し、不法投棄の未然防止、早期発見に努める。

不適正処理については、悪臭や粉じん、害虫の発生のほか、水質汚染や大気汚染が生じることがあり、ときには重大な環境汚染が生じることもあるため、住民や事業者への適正排出の徹底、廃棄物処理施設の維持管理対策強化、適正な循環的利用の確保などの不適正処理対策に努める。

## 第3編 生活排水処理基本計画

### 第1章 基本方針

#### 第1節 生活排水に係る理念・目標

本市町村では公共下水道事業・農業集落排水処理施設整備事業により、公共用水域の水質汚濁並びに、水洗化による生活環境の改善・向上が図られている。しかし、これら処理区域外の地域については、人口減少の加速や住宅の点在する農村地区という地域特性から集合処理施設の整備は困難な状況にある。そのため、これらの地域から排出される生活雑排水の一部は、未処理のまま公共用水域へ放流されており、河川・水路などの水質汚濁の原因となっている。

これらの地域の生活排水を適切に処理することが重要な課題となっていることに鑑み、本市町村では集合処理区域以外の区域において『合併処理浄化槽の整備事業』を行っている。

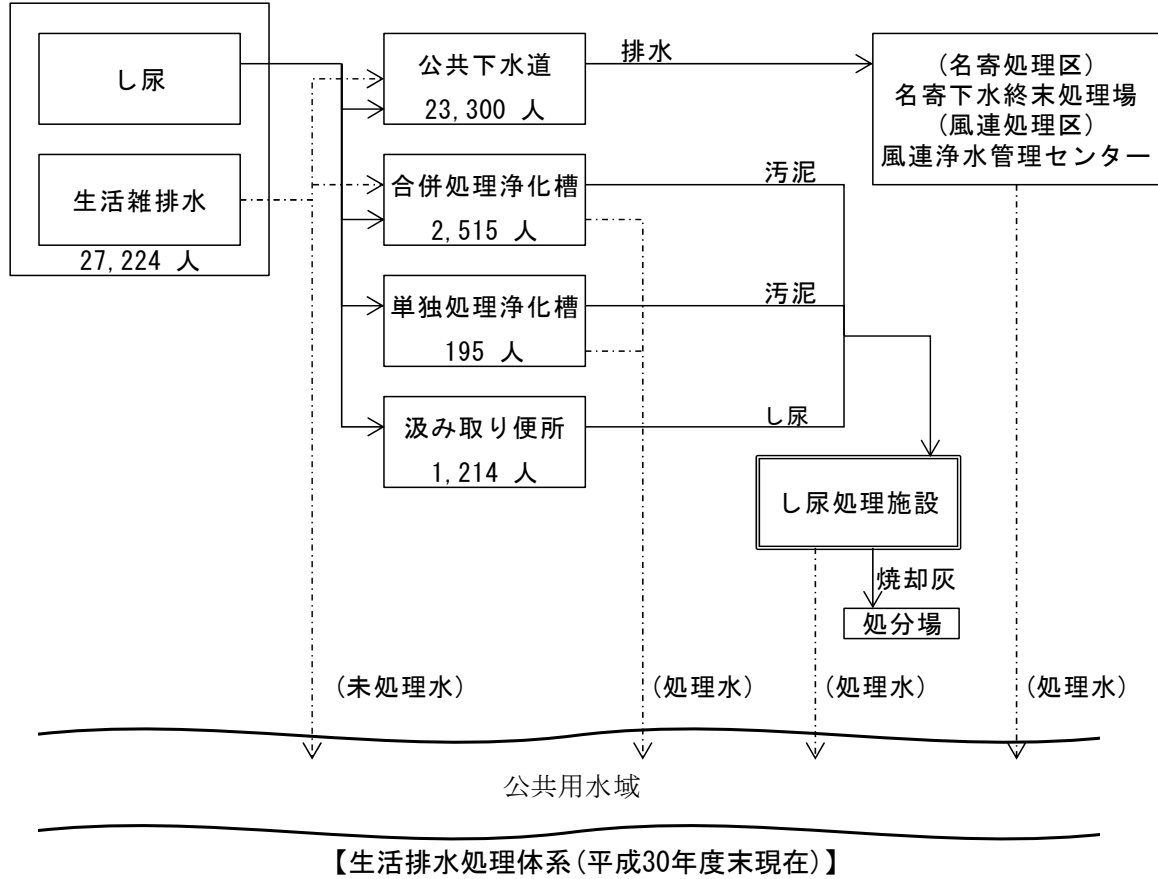
生活排水処理施設整備は、『良好な生活環境及び都市機能を確保』すると共に、『生活排水の適正な処理』を図るため、『生活排水処理の普及』と『適正処理に関する啓発』に努め、公共用水域の水質改善を図るにとどまらず、充実した住みよいまちづくりに資するものである。

#### 第2節 生活排水処理施設整備の基本方針

- ① 集合処理区域については、処理区域内の未接続者(単独処理浄化槽の利用者含む)に対して、集合処理施設への接続を指導する。
- ② 将来においても集合処理施設の整備が困難な地域については、地域の実情を勘案して合併処理浄化槽の普及促進を図る。
- ③ 現在、単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活排水処理を進めるため、個々の状況を勘案しながら合併処理浄化槽への転換を指導していく。
- ④ 家庭で出来る台所での排水対策、洗濯時の排水対策など、住民への周知を図るため広報・啓発活動を実施する。

## 第3-1編 生活排水処理基本計画(名寄市)

### 第2章 生活排水の排出状況



### 第3章 生活排水の処理主体

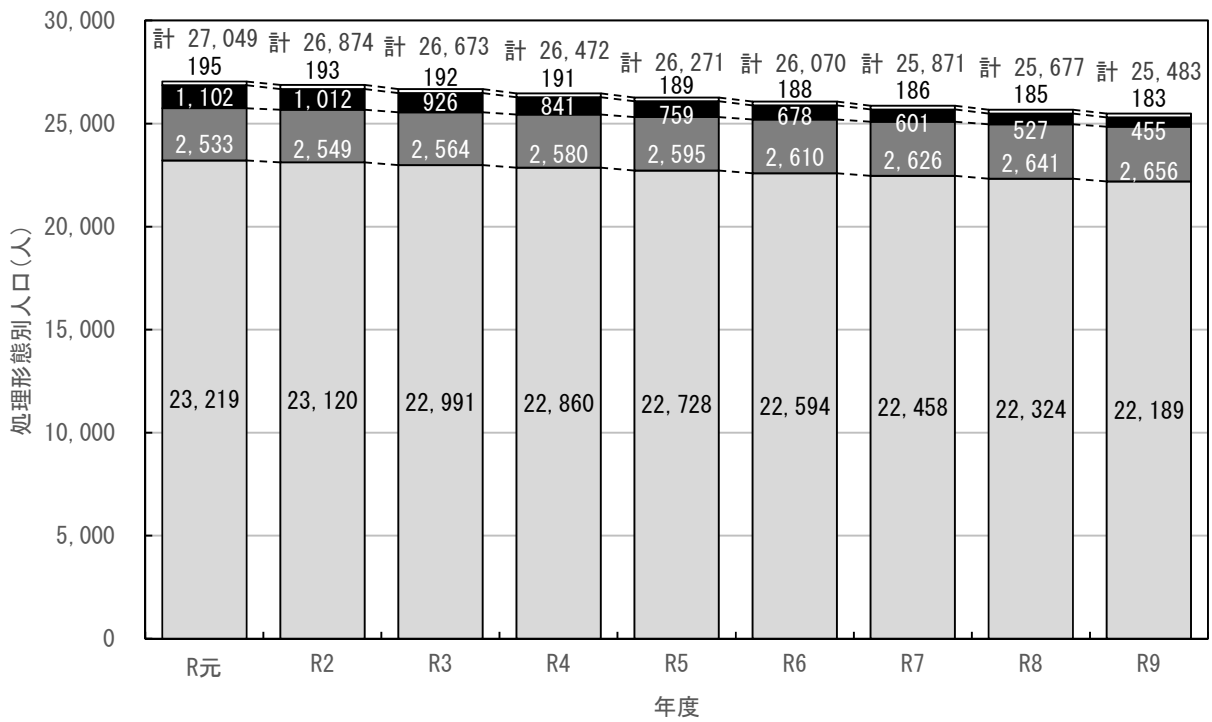
**【生活排水処理主体】**

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	名寄市、個人 (陸上自衛隊名寄駐屯地)
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理場	し尿及び浄化槽汚泥	名寄地区衛生施設事務組合
公共下水道 終末処理場	し尿及び生活雑排水・その他汚水	名寄市 (名寄下水終末処理場) (風連浄水管理センター)

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 【計画目標】

項目	H30年度 (最新実績)	R4年度 (中間目標)	R9年度 (計画目標)
行政区域内人口(人)	27,224	26,472	25,483
計画処理区域内人口(人)	27,224	26,472	25,483
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	25,815	25,440	24,845
生活排水処理率(%)	94.8%	96.1%	97.5%



公共下水道水洗化人口
  合併処理浄化槽処理人口
  非水洗化人口
  単独処理浄化槽処理人口

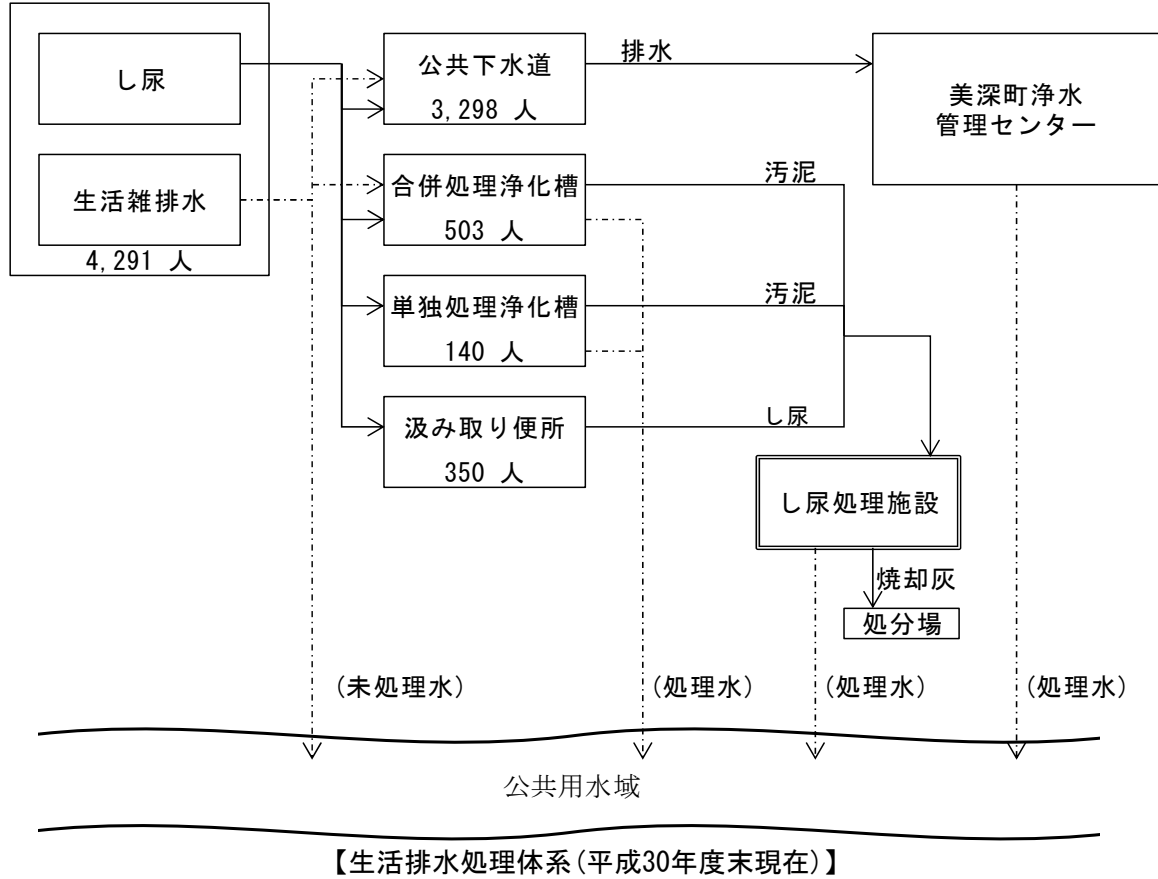
※公共下水道水洗化人口は名寄処理区と風連処理区の合計を示し、合併処理浄化槽処理人口は名寄駐屯地合併処理浄化槽人口を含む。

### 【処理形態別人口の推移】



## 第3-2編 生活排水処理基本計画(美深町)

### 第2章 生活排水の排出状況



### 第3章 生活排水の処理主体

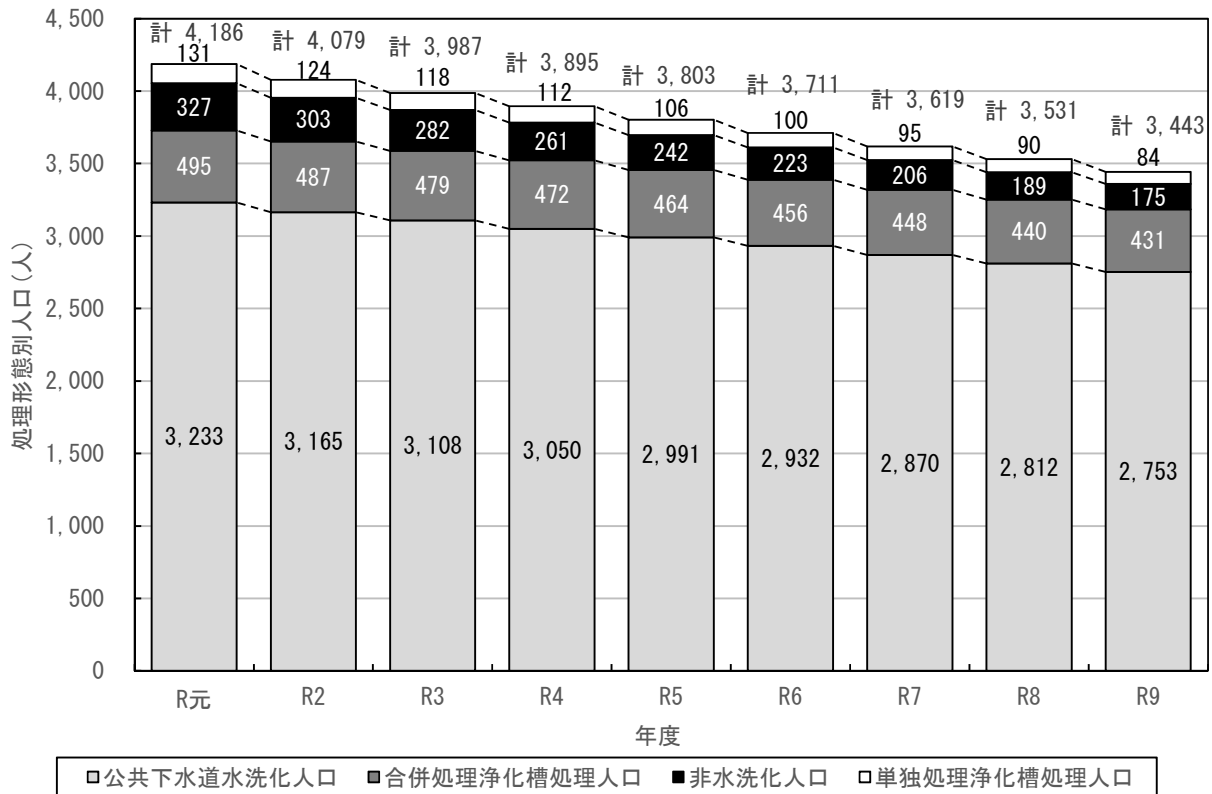
**【生活排水処理主体】**

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	美深町、個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理場	し尿及び浄化槽汚泥	名寄地区衛生施設事務組合
公共下水道 終末処理場	し尿及び生活雑排水・その他汚水	美深町 (美深町浄水管理センター)

## 第4章 生活排水処理基本計画

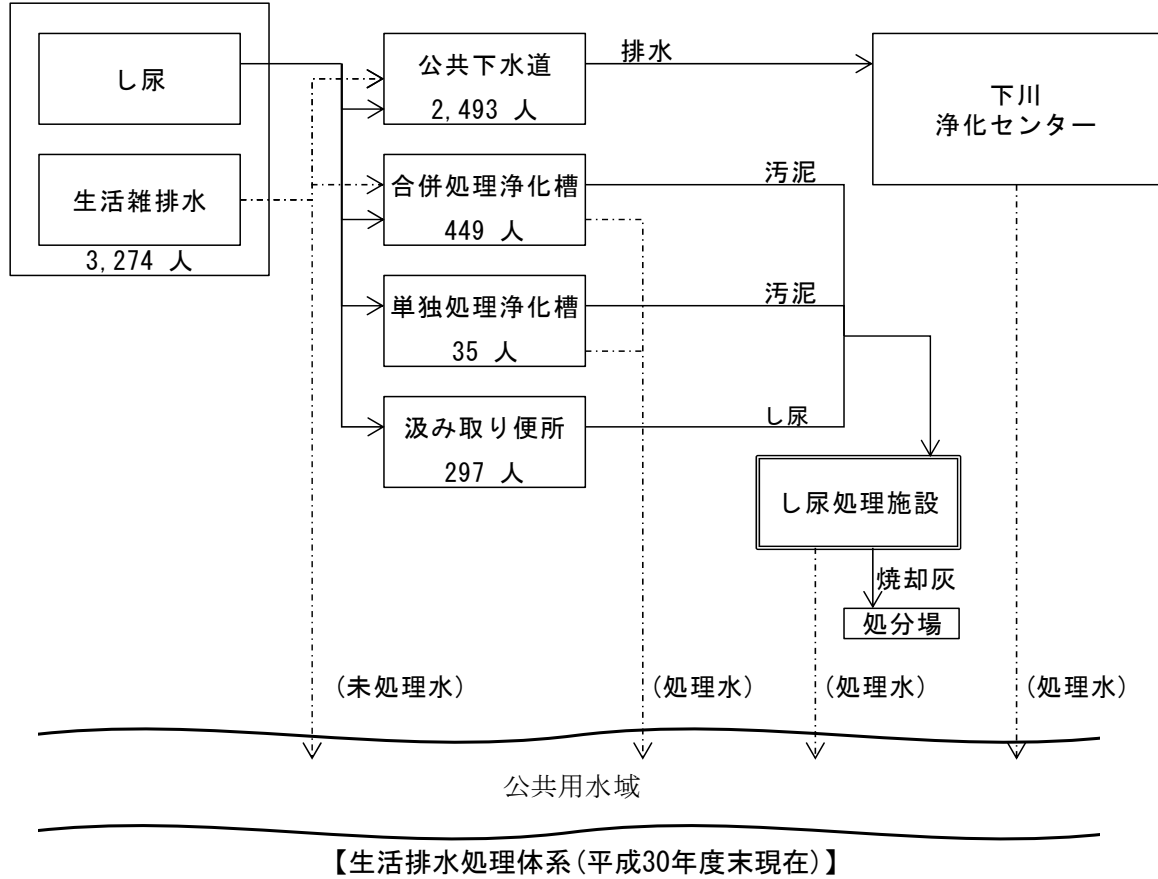
### 【計画目標】

項目	H30年度 (最新実績)	R4年度 (中間目標)	R9年度 (計画目標)
行政区域内人口(人)	4,291	3,895	3,443
計画処理区域内人口(人)	4,291	3,895	3,443
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	3,801	3,522	3,184
生活排水処理率(%)	88.6%	90.4%	92.5%



## 第3-3編 生活排水処理基本計画(下川町)

### 第2章 生活排水の排出状況



### 第3章 生活排水の処理主体

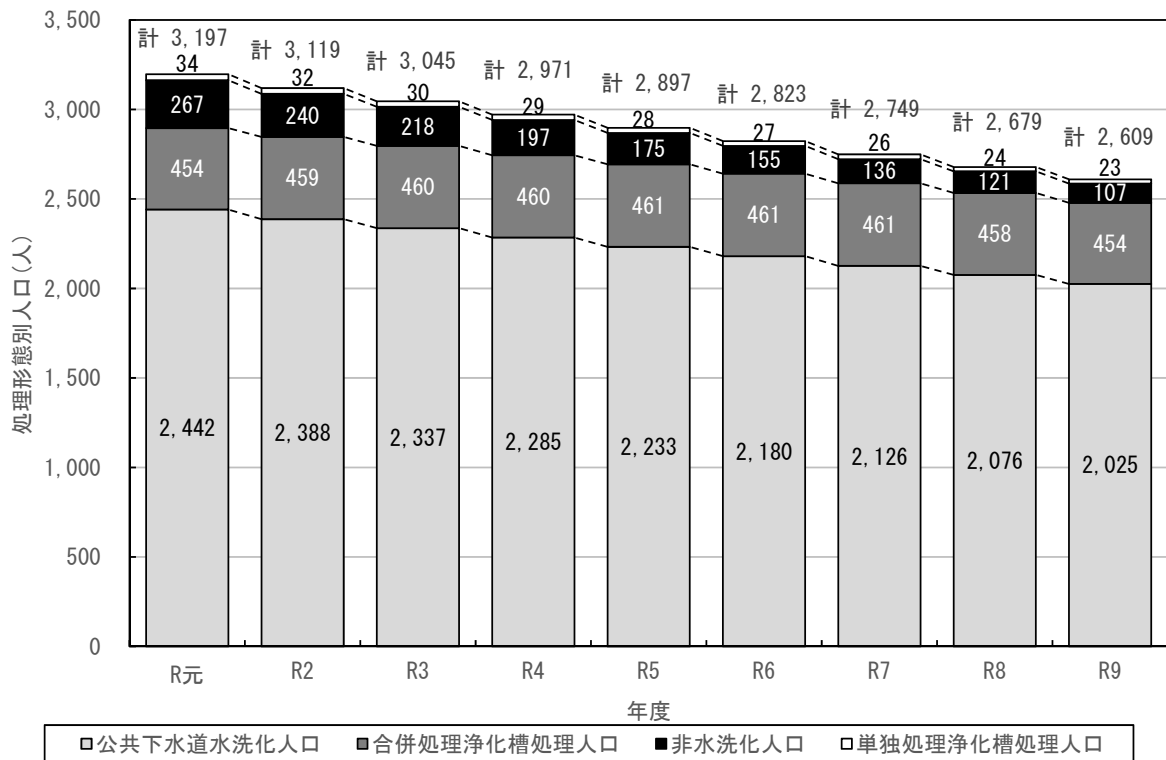
**【生活排水処理主体】**

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	下川町、個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理場	し尿及び浄化槽汚泥	名寄地区衛生施設事務組合
公共下水道 終末処理場	し尿及び生活雑排水・その他汚水	下川町 (下川浄化センター)

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 【計画目標】

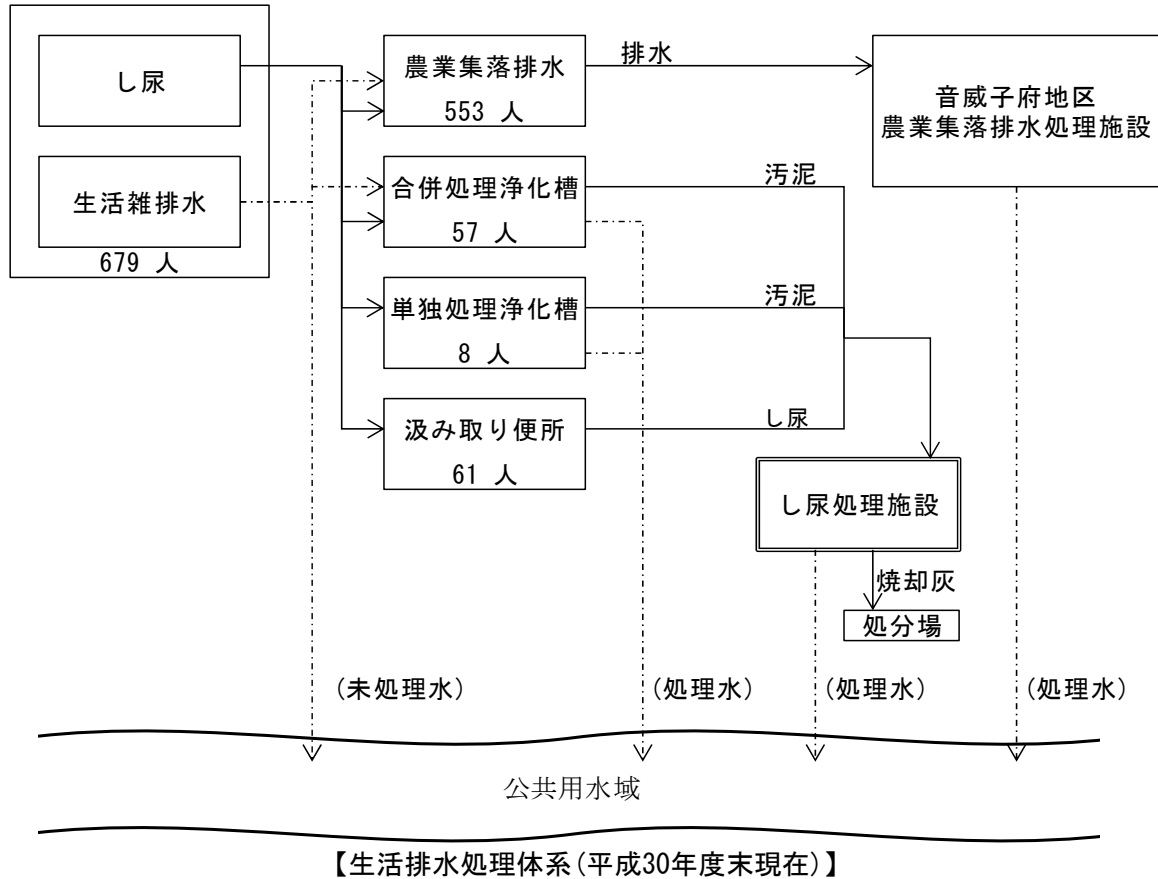
項目	H30年度 (最新実績)	R4年度 (中間目標)	R9年度 (計画目標)
行政区域内人口(人)	3,274	2,971	2,609
計画処理区域内人口(人)	3,274	2,971	2,609
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	2,942	2,745	2,479
生活排水処理率(%)	89.9%	92.4%	95.0%



【処理形態別人口の推移】

## 第3-4編 生活排水処理基本計画(音威子府村)

### 第2章 生活排水の排出状況



### 第3章 生活排水の処理主体

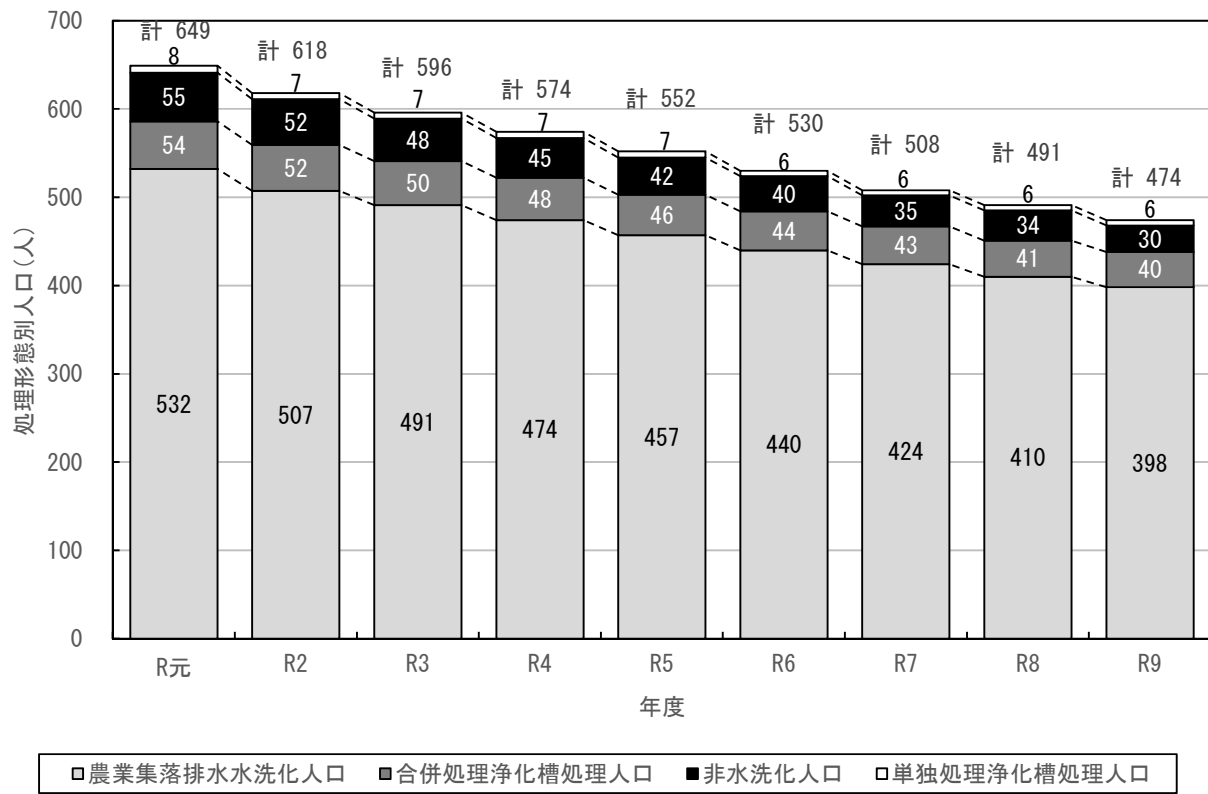
**【生活排水処理主体】**

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	音威子府村、個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理場	し尿及び浄化槽汚泥	名寄地区衛生施設事務組合
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水・その他汚水	音威子府村 (音威子府地区農業集落排水処理施設)

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 【計画目標】

項目	H30年度 (最新実績)	R4年度 (中間目標)	R9年度 (計画目標)
行政区域内人口(人)	679	574	474
計画処理区域内人口(人)	679	574	474
水洗化・生活雑排水処理人口(人)	610	522	438
生活排水処理率(%)	89.8%	90.9%	92.4%



【処理形態別人口の推移】

## 第3編 生活排水処理基本計画(続き)

### 第5章 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画

#### 第1節 収集・運搬計画に関する目標

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を、迅速かつ衛生的に処理するために収集体制の効率化、円滑化を図ることを目標とする。

#### 第2節 収集区域の範囲

し尿及び浄化槽汚泥については、収集区域を行政区域全域とする。

#### 第3節 収集運搬の方法

##### (1) 収集対象物

収集対象は、し尿及び浄化槽汚泥とする。

##### (2) 収集運搬計画

全量を現行どおりバキューム車により収集する。

### 第6章 中間処理計画

#### 第1節 中間処理に関する目標

中間処理の目標は、計画処理量に十分対応した組合の中間処理施設(衛生センター)にて、適正に処理するものとする。

#### 第2節 中間処理の方法及び量

##### (1) 中間処理対象

計画処理区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥とする。

##### (2) 処理方法

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、組合の処理施設で処理する。

##### (3) 中間処理量

計画処理区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥の全量とする。

## 第7章 運転管理計画

### 第1節 管理・運営主体

施設の管理及び運営などは、組合が主体となつて行う。

### 第2節 運転計画

運転計画は、収集量の変動・整備・装置の定期点検に伴う補修などに十分に対応出来るように計画を検討する。

### 第3節 維持管理計画

し尿及び浄化槽汚泥などを安全化・安定化して、環境衛生上支障のない処理水を放流する。この目標の達成には、処理施設を適正に維持管理する充実した管理体制が必要である。基本的には「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」などの維持管理関連法規を遵守し維持管理を行う。

## 第8章 最終処分計画

### 第1節 最終処分の方法

し渣・沈砂などは、名寄地区広域最終処分場へ搬出し処分する。

### 第2節 その他

#### (1) 生活排水対策

##### ① 浄化槽の適正な維持管理を行う。

- ・ 浄化槽を適正に機能させるため、定期的に専門業者による保守点検を受ける。
- ・ 浄化槽の機能に支障をきたすほか、悪臭の原因となるスカムや汚泥を槽外に排出するため、定期的に専門業者による清掃を行う。
- ・ 浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、正常に機能するかを確認するため、指定検査機関による法定検査(第7条検査、第11条検査)を受ける。
- ・ 北海道権限移譲事務での行政処分対応を行う(受理、助言、指導、勧告ほか)。



## (2) 台所での対策

### ① 排水口の段階で、固形物等の除去に努める。

- ・ 流し台に網かごなどを備え、調理くずや食べ残しなどを流さず回収する。
- ・ 調理は適量を用いるよう心がけ、調理残渣は生ごみとして出すか、あるいは堆肥化する。
- ・ 食後の食器や鍋などは、ゴムべらや紙で拭き取ってから洗うようにする。

### ② 食用油の残油などは、回収して排水しない。

- ・ 名寄市では市内の民間企業が廃食用油をリサイクルしており、廃食用油を拠点回収して活動に協力している。将来的にも資源として分別排出に協力する。
- ・ 美深町、下川町、音威子府村では当面は、固化剤や吸収剤を用いて回収したり、キッチンペーパーや新聞紙などに含ませて回収し、炭化ごみとして排出する。将来的に資源回収となった場合には、資源として分別排出に協力する。

## (3) 洗濯時の対策

### ① 石けんや無リン洗剤は、適量を使用する。

## (4) トイレの対策

### ① トイレの洗浄回数を、出来るだけ少なくする。

### ② 水に溶けないティッシュ、新聞紙、たばこの吸い殻、紙おむつ、生理用品などは水洗トイレに流さない。

### ③ ティッシュ以外はし尿(汲み取り便所)にも捨てないようにする。

## (5) その他

### ① 風呂水・台所用水などの再利用を図るほか、風呂場・洗面台や台所における水の出しっぱなしを無くし、節水に心がける。

## 第3-5編 名寄地区衛生施設事務組合における し尿及び浄化槽汚泥の処理方針

### 第1章 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

#### 第1節 し尿及び浄化槽汚泥の発生量

組合の構成自治体(名寄市、美深町、下川町、音威子府村)の生活排水処理形態別人口の計画目標を以下に示す。また、し尿及び浄化槽汚泥発生量の計画目標について次ページに示す。

#### 【生活排水処理形態別人口の計画目標】

(単位：人)

区分	H30 (最新実績)	R4 (中間目標)	R9 (計画目標)
名寄市	27,224	26,472	25,483
公共下水道水洗化人口	23,300	22,860	22,189
合併処理浄化槽処理人口	2,515	2,580	2,656
単独処理浄化槽処理人口	195	191	183
非水洗化人口	1,214	841	455
美深町	4,291	3,895	3,443
公共下水道水洗化人口	3,298	3,050	2,753
合併処理浄化槽処理人口	503	472	431
単独処理浄化槽処理人口	140	112	84
非水洗化人口	350	261	175
下川町	3,274	2,971	2,609
公共下水道水洗化人口	2,493	2,285	2,025
合併処理浄化槽処理人口	449	460	454
単独処理浄化槽処理人口	35	29	23
非水洗化人口	297	197	107
音威子府村	679	574	474
農業集落排水水洗化人口	553	474	398
合併処理浄化槽処理人口	57	48	40
単独処理浄化槽処理人口	8	7	6
非水洗化人口	61	45	30
合計	35,468	33,912	32,009
集合処理水洗化人口	29,644	28,669	27,365
合併処理浄化槽処理人口	3,524	3,560	3,581
単独処理浄化槽処理人口	378	339	296
非水洗化人口	1,922	1,344	767

【し尿及び浄化槽汚泥発生量の計画目標】

区分		単位	H30 (最新実績)	R4 (中間目標)	R9 (計画目標)
名寄市	年間量	kL/年	2,830.8	2,654.4	2,476.4
	し尿		936.7	718.7	493.0
	浄化槽汚泥		1,894.1	1,935.7	1,983.4
	日処理量	kL/日	7.76	7.27	6.77
	し尿		2.57	1.97	1.35
	浄化槽汚泥		5.19	5.30	5.42
美深町	年間量	kL/年	788.3	706.9	620.7
	し尿		306.4	254.3	204.1
	浄化槽汚泥		481.9	452.6	416.6
	日処理量	kL/日	2.16	1.94	1.70
	し尿		0.84	0.70	0.56
	浄化槽汚泥		1.32	1.24	1.14
下川町	年間量	kL/年	581.3	528.3	469.9
	し尿		305.5	247.0	194.3
	浄化槽汚泥		275.8	281.3	275.6
	日処理量	kL/日	1.60	1.45	1.28
	し尿		0.84	0.68	0.53
	浄化槽汚泥		0.76	0.77	0.75
音威子府村	年間量	kL/年	145.0	129.4	115.0
	し尿		76.3	66.9	58.1
	浄化槽汚泥		68.7	62.5	56.9
	日処理量	kL/日	0.40	0.35	0.32
	し尿		0.21	0.18	0.16
	浄化槽汚泥		0.19	0.17	0.16
合計	年間量	kL/年	4,345.4	4,019.0	3,682.0
	し尿		1,624.9	1,286.9	949.5
	浄化槽汚泥		2,720.5	2,732.1	2,732.5
	日処理量	kL/日	11.92	11.01	10.07
	し尿		4.46	3.53	2.60
	浄化槽汚泥		7.46	7.48	7.47

※し尿及び浄化槽汚泥の日処理量(kL/日)は「年間量(kL/年)÷年間日数(日/年)」より算出している。なお、令和9年度の年間日数は閏年のため366日/年として算出している。

## 第2節 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬及び処理

組合のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬方法は以下のとおりであるが、幌加内町の一部地域についても、平成6年度より処理を受託している。

### 【処理施設の概要】

項目	概要		
施設名称	名寄地区衛生施設事務組合 衛生センター		
施設所管	名寄地区衛生施設事務組合(名寄市、美深町、下川町、音威子府村)		
所在地	北海道名寄市字内淵107番地		
敷地面積	地目	面積(m <sup>2</sup> )	地番
	宅地	16,697.17	107番地1、105番地3、106番地2、378番地
	用悪水路	1,629.00	464番地、459番地
	計	18,326.17	
処理方法	嫌気性消化活性汚泥法		
放流水質	BOD : 20 mg/L以下*		
着工	昭和51年6月		
竣工	昭和54年3月		

※整備当初の放流水質は、浄化槽法(改定前)に示されていたBOD 30mg/L以下を適用していたが、現在は廃棄物処理法に示されている20mg/L以下で処理している。

#### (1) 計画処理量

令和9年度における計画処理量は、し尿2.60kL/日と、浄化槽汚泥7.47kL/日の計10.07kL/日である(幌加内町からの受託分除く)。

#### (2) 処理方式

し尿及び浄化槽汚泥は、現行の嫌気性消化活性汚泥法を行い、処理水を河川放流する。

## 第2章 し尿及び浄化槽汚泥の処理方針

### 第1節 し尿及び浄化槽汚泥処理における課題

衛生センターは稼働開始から40年程経過しており、設備の老朽化が進んでいる。また、下水道普及による処理人口の減少に伴い、処理量が当初より大幅に減少していることに加え、浄化槽整備推進による浄化槽汚泥の混入量の増加に伴う処理性状の変化が生じており、し尿処理施設の更新が必要となっている。

### 第2節 今後の方針

し尿及び浄化槽汚泥処理の基本方針については、「処理施設の新規整備」と「下水処理施設での広域処理」のどちらを採用するか決定する必要がある。これらの検討にあたっては、組合が本市町村の担当部局と協議しながら進め、両方式の整備コスト・運営・維持管理費用を比較して選定する。

### 第3節 その他の計画

#### 1 災害時に発生するし尿及び浄化槽汚泥処理の基本的事項

地震等の災害時に発生するし尿及び浄化槽汚泥は、本市町村が策定した地域防災計画に基づき、災害廃棄物として収集・処理を実施する。また、組合の施設での処理が困難となった場合には、他自治体の既存施設での受け入れ・処理の支援を要請する。さらに、本市町村が策定した地域防災計画や北海道災害廃棄物処理計画などを踏まえ、災害によって生じたし尿及び浄化槽汚泥の広域的な処理・処分計画となる「災害廃棄物処理計画」の検討を進める。

#### 2 し尿及び浄化槽汚泥処理に関する相互支援協定

災害時及び事故により、緊急一時的に受入困難となった場合における相互支援体制の構築を目的として、組合がし尿処理施設を有する近隣の一部事務組合等と協定を結び、次の取扱いにより実施する。

#### 【し尿及び浄化槽汚泥処理に関する相互支援の取扱い】

項目	詳細
相互支援の対象	1. 暴風雨、洪水、地震、津波等の災害により処理施設が被災し、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理が困難となったとき。 2. 処理施設の事故、故障等による緊急かつやむを得ない事由により、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理が困難となったとき。 3. 前2号に掲げるもののほか、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を困難とする特別な事情があると認められたとき。
処理を行う施設	し尿及び浄化槽汚泥処理に関する相互支援協定書(以下「協定書」という。)に掲げる団体(以下「協定団体」という。)が所管するし尿処理施設において適正処理を行う。
支援時の処理手数料	支援を要請した協定団体は、協定書で定める額を負担する。